

令和 8 年

第 2 回西原村定例会会議録

令和 8 年 6 月 9 日

令和 8 年 6 月 12 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和 8 年第 2 回定例会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
6 月 9 日	火	午前 1 0 時	本会議	・ 開会 ・ 会期の決定 ・ 諸般の報告 ・ 村長提案理由説明 ・ 全員協議会 ・ 常任委員会	
6 月 1 0 日	水		休 会	・ 常任委員会	
6 月 1 1 日	木	午前 1 0 時	本会議	・ 一般質問（3 名） ・ 議案審議 （報告第 1 号～第 4 号）	・ 予算
6 月 1 2 日	金	午前 1 0 時	本会議	・ 議案審議 （承認第 3 号～第 6 号） （議案第 3 8 号～ 議案第 4 0 号） （同意第 2 号） ・ 発議第 3 号 ・ 陳情書等審議 ・ 組合議会報告 ・ 委員会の閉会中の継続調査申 出書	・ 条例 ・ 予算 ・ 一般 議案

提 出 議 案 等

(令和 8 年 6 月 9 日提出)

(村長提出議案)

- | | |
|----------|---|
| 報告第 1 号 | 令和 7 年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 報告第 2 号 | 令和 7 年度西原村工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 報告第 3 号 | 令和 7 年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 報告第 4 号 | 令和 7 年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 承認第 3 号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第 2 号) 西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」 |
| 承認第 4 号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第 3 号) 西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」 |
| 承認第 5 号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第 4 号) 令和 7 年度西原村一般会計補正予算 (第 7 号) について」 |
| 承認第 6 号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第 5 号) 令和 8 年度西原村一般会計補正予算 (第 1 号) について」 |
| 議案第 38 号 | 令和 8 年度西原村一般会計補正予算 (第 2 号) について |
| 議案第 39 号 | 物品購入契約の締結について (学習用タブレット購入) |
| 議案第 40 号 | 工事請負変更契約の締結について (滝小野線道路改良工事) |
| 同意第 2 号 | 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |

(令和 8 年 6 月 1 1 日提出)

(一般質問)

1 番 松浦哲也君 2 番 山下圭介君 3 番 尾崎幸穂君

(令和 8 年 6 月 1 2 日提出)

(議員提出議案)

発議第 3 号 西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴う議員派遣について

目 次

第1号（6月9日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明（報告第1号～同意第2号）	6
日程第 5 休会の件について	9
散 会	10

第2号（6月11日）

議事日程第2号	11
応招議員氏名	12
出席議員氏名	13
事務局職員出席者	13
説明のため出席した者の職氏名	14
開 議	15
日程第 1 一般質問	15
（松浦哲也）	15
・西原村福祉タクシー料金助成事業の見直しについて	
・補聴器購入費補助について	
（山下圭介）	26
・有害鳥獣対策における捕獲期間と現場支援について	
（尾崎幸穂）	32
・にしはら保育園の現状と今後について	
・家庭保育世帯応援金制度について	
日程第 2 報告第 1号 令和7年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	43

日程第 3	報告第 2 号	令和 7 年度西原村工業用水道事業会 計予算繰越計算書の報告について	4 5
日程第 4	報告第 3 号	令和 7 年度西原村工業団地造成事業 特別会計繰越明許費繰越計算書の報 告について	4 6
日程第 5	報告第 4 号	令和 7 年度西原村一般会計事故繰越 し繰越計算書の報告について	4 7
散 会			4 9

第 3 号（6 月 1 2 日）

議事日程第 3 号			5 1
応招議員氏名			5 3
出席議員氏名			5 4
事務局職員出席者			5 4
説明のため出席した者の職氏名			5 5
開 議			5 6
日程第 1	承認第 3 号	専決処分の報告及び承認について 「(専第 2 号) 西原村税条例の一部 を改正する条例の制定について」	5 6
日程第 2	承認第 4 号	専決処分の報告及び承認について 「(専第 3 号) 西原村国民健康保険 税条例の一部を改正する条例の制定 について」	5 8
日程第 3	承認第 5 号	専決処分の報告及び承認について 「(専第 4 号) 令和 7 年度西原村一 般会計補正予算(第 7 号)について」	6 2
日程第 4	承認第 6 号	専決処分の報告及び承認について 「(専第 5 号) 令和 8 年度西原村一 般会計補正予算(第 1 号)について」	6 6
日程第 5	議案第 3 8 号	令和 8 年度西原村一般会計補正予算 (第 2 号)について	6 7
日程第 6	議案第 3 9 号	物品購入契約の締結について(学習 用タブレット購入)	7 4
日程第 7	議案第 4 0 号	工事請負変更契約の締結について (滝小野線道路改良工事)	7 6
日程第 8	同意第 2 号	西原村教育委員会委員の任命につき	

		同意を求めることについて	7 7
日程第 9	発議第 3 号	西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴 う議員派遣について	7 8
日程第 1 0	組合議会報告		7 8
日程第 1 1	委員会の閉会中の継続調査申出		7 9
閉 会			8 0
署 名			8 1

第 1 号 （ 6 月 9 日）

令和 8 年第 2 回西原村議会定例会会議録

令和 8 年 6 月 9 日、令和 8 年第 2 回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和 8 年 6 月 9 日（火曜日） 議事日程第 1 号

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 村長提案理由説明（報告第 1 号～同意第 2 号）

日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	山 下 圭 介 君
2 番	加 藤 博 敏 君
3 番	松 浦 哲 也 君
4 番	尾 崎 幸 穂 君
5 番	堀 田 直 孝 君
6 番	坂 本 隆 文 君
7 番	中 西 義 信 君
8 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	西 口 義 充 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	山 下 圭 介 君
2 番	加 藤 博 敏 君
3 番	松 浦 哲 也 君
4 番	尾 崎 幸 穂 君
5 番	堀 田 直 孝 君
6 番	坂 本 隆 文 君
7 番	中 西 義 信 君
8 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	西 口 義 充 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	海 津 智 子 君
議会事務局書記	児 玉 みどり 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	吉 井 誠 君
副 村 長	田 代 絹 代 君
教 育 長	中 村 賀 一 君
総務課長	堀 田 隆 二 君
総合政策課長	堀 田 和 也 君
会計管理者	林 田 浩 之 君
教育課長	秋 吉 蘭 子 君
税務課長	廣 瀬 太 君
産業課長	中 西 聡 君
建設課長	久 野 太 君
水道課長	村 上 文 英 君
保健衛生課長	岩 下 源一郎 君
商工観光課長	山 田 孝 君
保育園長	岩 村 智 子 君
住民福祉課長	須 藤 将 吾 君

午前10時00分

開会・開議

○議長（西口義充君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

令和8年第2回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和8年第2回西原村議会定例会を開会します。

会議の前に4月1日に副村長に就任された田代絹代君から就任のご挨拶をお願いします。

（副村長 田代絹代君 登壇 挨拶）

○副村長（田代絹代君）おはようございます。副村長の田代でございます。

さきの定例会におきまして議員の皆様から選任同意を賜り、心よりお礼申し上げます。また、本日、神聖な議場におきましてご挨拶の機会をちょうだいいたしましたことに対しましても重ねてお礼を申し上げます。

4月1日付で副村長を拝命し、身に余る光栄でありますとともに、その職責の重さを日々痛感いたしておるところでございます。もとより微力ではございますが、前職の熊本県で培いました経験を生かし、村の発展と村民の皆様が安心して暮らせる環境づくりに誠心誠意努めてまいります。

議員の皆様のご指導とご鞭撻を賜りながら、よりよい村づくりに尽力してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（西口義充君）ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、タブレットに提示の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番議員、桂悦朗君、1番議員、山下圭介君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、6月2日に行われました議会運営委員会では本日9日より12日までの4日間と想定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認めます。

よって、会期は本日9日より12日までの4日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

報告として、議長から、会議規則第129条ただし書の規定により、議員の派遣についてを報告します。

4月14日、阿蘇市町村議長会総会及び同日、阿蘇郡町村議長会総会が開催

され、出席をいたしました。

5月15日、熊本県町村議会議長研修会に出席し、議員報酬についてと議会活動の在り方についてを研修しました。

5月26日から27日かけて、東京国際フォーラムで正副議長の研修並びに県関係国会議員への要望活動を行ってまいりました。

以上で、議長からの諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

(村長 吉井 誠君 登壇 説明)

○村長(吉井 誠君) 皆さん、おはようございます。

令和8年第2回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

先般公表されました国勢調査の速報値において、西原村の人口増加率は6.6%を記録し、熊本県内の自治体において第1位となりました。これは、阿蘇の豊かな自然に恵まれていること、熊本市内や空港、また近隣市町村の工業団地への交通の利便性が向上していること、子育て支援策の充実など様々な要因が本村の暮らしやすさとして評価された結果であり、住みたい田舎として全国からも選ばれる活気に満ちた先進的な村づくりが着実に実を結んだ結果であると分析しています。

このように移住・定住が進み新たな活力を迎える一方で、本村の基幹産業であります農業もいよいよ熊本地震からの復興という節目を迎えようとしております。

先月6月6日、熊本地震による甚大な損壊から10年の月日を経て、県営大切畑ダム通水記念式典を挙行し、待望の農業用水の供給が再開されました。地下の活断層を避けるためダム本体を240mも移設するという前例のない難工事を克服し、総事業費約177億円を投じて成し遂げられたこの通水は、まさに農家の皆様にとって復興のあかしであり、本村のみならず隣接する益城町、菊陽町にまたがる約105haの豊かな大地に再び水が行き渡ることは、この地域の農業が将来にわたり持続可能な形でさらに力強く発展していくものと確信しています。

3月末までの進捗率は約97%ということで、工事はいよいよ終盤を迎え、これから試験湛水などを経て年度内の竣工を予定していると伺っておりますが、無事故、無災害で無事に完了することを願います。

季節は梅雨の出水期を迎え、大雨や台風といった自然災害への備えが最も重要となる時期に至っており、近年激甚化する気象災害から村民の生命、財産を守るため、迅速な対策本部の設置や避難所開設など全庁一丸となって警

戒態勢を維持し、この出水期をしのいでいきたいというふうに思っております。

災害対策におきましては、行政のみならず、地域に根差した議員各位のご協力が不可欠であります。梅雨時期の気象情報や村で発信する避難情報などの確な情報共有に努めていただくとともに、地域の見守りや住民の皆様への迅速な避難の呼びかけなどご理解、ご協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

報告第1号、令和7年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明いたします。

今回ご報告いたします事業といたしましては27件の事業で、翌年度繰越額としまして5億9,905万7,000円を計上しています。これらの事業につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告させていただくものでございます。

詳細につきましては総務課長より説明いたします。

報告第2号、令和7年度西原村工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明いたします。

今回報告いたします地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越による1件の事業で、翌年度繰越額としまして1,253万7,000円を計上し、その財源は損益勘定留保資金となります。

この予算繰越しにつきましては、同条第3項の規定に基づき報告させていただくものでございます。

詳細につきましては水道課長より説明いたします。

報告第3号、令和7年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明いたします。

今回報告いたします事業としましては、工業団地造成事業費1件の事業で、翌年度繰越額としまして1億6,120万円を計上しています。

この事業につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告させていただくものでございます。

詳細につきましては総合政策課長より説明いたします。

報告第4号、令和7年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について説明いたします。

今回ご報告いたします事業は、災害復旧費1件の事業で、翌年度繰越額としまして、5,510万円を計上しています。その財源としまして、未収入特定財源の国・県等補助金3,675万1,000円、地方債1,680万円、一般財源154万9,000円となります。

これらの事業につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告させていただくものでございます。

詳細につきましては総務課長より説明いたします。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について「（専第2号）西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

この条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、西原村税条例の一部を改正し令和8年4月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和8年3月31日付で専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては税務課長より説明いたします。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について「（専第3号）西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

この条例の改正につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、西原村国民健康保険税条例の一部を改正し令和8年4月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和8年3月31日付で専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては税務課長より説明いたします。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について「（専第4号）令和7年度西原村一般会計補正予算（第7号）について」説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億316万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億6,915万2,000円とするものでございます。

物価高騰の影響を受ける子育て世帯への生活支援として実施する給付事業をはじめ、年度末における歳入歳出の整理を行う必要があることから補正予算の編成を行っています。

このことにつきましては、年度内に適切に処理する必要があり、この必要な措置を講じるための予算補正が急遽必要であり、また緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和8年3月31日付で専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては総務課長より説明いたします。

承認第6号、専決処分の報告及び承認について「（専第5号）令和8年度西原村一般会計補正予算（第1号）について」説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ520万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億1,649万5,000円とするものでござい

ます。

令和6年能登半島地震により被災しました石川県穴水町へ災害相互応援協定に基づく本村職員の災害派遣に伴う職員経費を支出する必要があることから補正予算編成を行っています。

このことにつきましては、職員派遣が年度末に決定し、4月1日より派遣することから、そのための予算措置を緊急に講じる必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和8年4月1日付で専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては総務課長より説明いたします。

議案第38号、令和8年度西原村一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,838万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億6,487万9,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては総務課長より説明いたします。

続きまして、議案第39号、物品購入契約の締結について（タブレット購入の件）をご説明いたします。

西原村立小学校学習用タブレット端末購入業務につきましては、公募型プロポーザル方式により契約の相手方が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては教育課長より説明いたします。

議案第40号、工事請負変更契約の締結について説明いたします。

村道滝小野線道路改良工事につきましては、契約の変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては建設課長より説明いたします。

同意第2号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて説明いたします。

西原村教育委員会教育委員竹下あずさ氏の任期満了に伴い再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては総務課長よりご説明いたしますので、何とぞよろしくご審議いただき、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

以上、今期定例会に提出いたしました報告4件、承認4件、議案3件、同

意 1 件、以上の合計12件につきまして、議員各位におかれましては慎重審議をしていただき、議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。大変お世話になります。よろしくお願いします。

すみません、訂正を 1 件お願いします。

大切畑ダムの受益の件で、本村のみならず隣接する益城町、菊陽町にまたがる、私が約105haと申ししていましたけれども、本来は約605haということで、訂正をお願いします。すみません。

○議長（西口義充君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第 5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日10日は本会議を休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、明日10日は本会議を休会することと決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、次の会議は11日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。

午前 1 0 時 2 0 分 散 会

第 2 号 （ 6 月 1 1 日）

令和 8 年第 2 回西原村議会定例会会議録

令和 8 年 6 月 1 1 日、令和 8 年第 2 回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和 8 年 6 月 1 1 日（木曜日） 議事日程第 2 号

日程第 1 一般質問

日程第 2 報告第 1 号 令和 7 年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 3 報告第 2 号 令和 7 年度西原村工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第 4 報告第 3 号 令和 7 年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 5 報告第 4 号 令和 7 年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

1、応招議員 (10名)

1 番	山 下 圭 介 君
2 番	加 藤 博 敏 君
3 番	松 浦 哲 也 君
4 番	尾 崎 幸 穂 君
5 番	堀 田 直 孝 君
6 番	坂 本 隆 文 君
7 番	中 西 義 信 君
8 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	西 口 義 充 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	山 下 圭 介 君
2 番	加 藤 博 敏 君
3 番	松 浦 哲 也 君
4 番	尾 崎 幸 穂 君
5 番	堀 田 直 孝 君
6 番	坂 本 隆 文 君
7 番	中 西 義 信 君
8 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	西 口 義 充 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	海 津 智 子 君
議会事務局書記	児 玉 みどり 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	吉 井 誠 君
副 村 長	田 代 絹 代 君
教 育 長	中 村 賀 一 君
総務課長	堀 田 隆 二 君
総合政策課長	堀 田 和 也 君
会計管理者	林 田 浩 之 君
教育課長	秋 吉 蘭 子 君
税務課長	廣 瀬 太 君
産業課長	中 西 聡 君
建設課長	久 野 太 君
水道課長	村 上 文 英 君
保健衛生課長	岩 下 源一郎 君
商工観光課長	山 田 孝 君
保育園長	岩 村 智 子 君
住民福祉課長	須 藤 将 吾 君

午前10時00分 開議

○議長（西口義充君）本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、タブレットに提示の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問をされる方は、要点を簡潔にお願いします。答弁をされる方は、質問内容についての的確にお答えをいただきますようお願いいたします。

なお、一般質問については、6月2日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間は1人50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、50分以内と決定します。

受領番号1番、3番議員、松浦哲也君、件数2件、発言を許します。

（3番議員 松浦哲也君 登壇 質問）

○3番議員（松浦哲也君）皆さん、おはようございます。3番議員、松浦です。

今議会におきましても議長のお許しをいただきましたので、通告書のとおり2問、村長に質問させていただきます。

その前に、今回、田代副村長におかれましては初議会ということで、どうぞ今後ともご指導よろしく願いいたします。

まず、1問目です。

西原村福祉タクシー料金助成事業の見直しについてでございます。

この福祉タクシー助成事業、ご存じのとおり、75歳以上の自家用車の運転免許を持っていない方または障害者、障害児がタクシーを利用した場合に対象となるわけですが、この福祉タクシーの利用実績、令和5年度、約373万円の実績がございました。令和6年度、約403万円、予算計上は毎年500万円です。

そこで、令和6年第4回定例会12月において、私のほうから、山間部の方のたくさんのご意見をいただいた中で、役場近くの医療機関を受診したときに窓口で支払い額が200円だったと。タクシー代が片道3,000円かかったと。往復6,000円の支払いが発生しましたと。この現状を聞いたときに、何とかそういう改正ができないかというご意見をいただきましたので、私がこの議会の中で提案をいたしまして、西原村福祉タクシー実施要綱が改正されました。そのことによって、この役場から一番遠い南原とか灰床、あるいは猿埦地域の方々が通常500円券を60枚頂けるわけです。それが毎月、遠いところは4枚追加されて最高108枚まで交付となりました。これは私が提案した後、村執行

部の方々のご理解があつてしていただいたと。これは遠い方々から、私に言われた方から非常に感謝をされました。そして、この令和7年度実績、517万5,600円になりました。

ということですが、今回また、私が福祉タクシーを議会のほうで取り上げましたので、いろいろな方々からたくさんの私にご意見をいただく機会がございます。私に言われた中の1人は、たくさん意見を言われるけれども、私はその場で、いや、それは無理ですよと。いや、これは何とか議会で取り上げましょうとか、いろんな私も聞いた中で分けますが、今回は、80歳を私は過ぎていますと。車の免許を持っていますと。もともと運転は得意ではありませんと。80を過ぎると日によっては体調が悪かったり、あるいは手や足をけがしているときは運転ができませんと。バス停まで非常に遠いと。そういうことを言われました。車が家にあるから通院ができるという考えは、これは健康なときの話ですという言い方をされました。

今、高齢ドライバーの事故、社会問題化しています。80を過ぎれば運転に不安を持ったり、あるいは返納しても足がない、移動手段がない、そういう安心感がなければ高齢者は危険を感じながら運転を続けると。だから、タクシー券を配布して、高齢者から運転免許を取り上げるのではなく、安全に手放す、これは環境整備じゃないかなというふうに私は思っております。

それで、4月30日現在ですが、80歳以上の方は740名いらっしゃいました。この740名で今の実施要項の中でいろいろ計算してみると、これはかなり金額が高過ぎるなというのが私もありましたので、今回は85歳以上にちょっと上げてみようかという中で計算をしてみました。85歳以上は469名です。この福祉タクシー要綱の該当人数をすれば、私が85歳以上、今、言っておりますが、601人になります。1人3万円掛けるの601、1,803万円。そして遠い方々に加算がございます。これ、18集落の加算分ですけれども、合計すると88万円になります。つまり1,891万円掛けるの昨年度の利用率が42.4%という大体800万円ぐらいになります。800万円から、今の令和8年度の福祉タクシーの予算550万円を見てあります。800万円から550万円を引けば250万円。私が言った85歳以上の方々、運転免許を持っていたとしてもその方々を対象とすれば250万円アップとなります。ぜひ85歳以上の高齢者の方々にも現在の要綱対象者も含めた601人に福祉タクシー券を配布したらどうかというのが提案です。

それと、もう一つは、この要綱の中に縛りがございますが、タクシーで片道に使った場合4枚まで、2,000円分までしか利用ができません。ですから往復で8枚まで、4,000円までということですね。だからこの4枚の縛りを撤廃したらどうかということで村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（西口義充君）村長。

(村長 吉井 誠君 登壇 答弁)

○村長(吉井 誠君)おはようございます。

松浦議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、福祉タクシーの業務概要、現状につきまして、担当課の住民福祉課よりご説明いたします。

○議長(西口義充君)住民福祉課、須藤君。

○住民福祉課長(須藤将吾君)すみません。私のほうから、現在の福祉タクシーの事業概要について、松浦議員とちよっとかぶる部分もあるかと思いますがけれども、説明させていただきます。

福祉タクシーの料金助成事業につきましては、在宅生活で自家用車による移動ができない高齢者や障害者の方等がタクシーを利用した場合に、その乗車料金の一部を助成することにより、高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的としております。費用につきましては、全額単費ということで運用しております。

利用方法としましては、1月に500円チケットを5枚、年間最大で3万円の60枚を交付しておりましたが、近年の高齢化や移動支援に対するニーズの高まりを踏まえ、昨年度の令和7年4月から制度の拡充を行ったところでございます。

具体的には、従来の75歳以上の高齢者等に加え、65歳以上で病気等により3か月以上の長期通院を必要とする方や妊産婦の方についても対象とし、より支援が必要な方に利用いただけるよう見直しを行いました。

また、1回の乗車で利用できる助成額につきましても、従来の3枚1,500円までから4枚2,000円までに拡充するとともに、役場から距離のある地域につきましては、地域の実情を踏まえた利用券の加算措置も設けたところでございます。

この結果、令和7年度の利用実績は、先ほどもございましたが、517万5,600円となり、令和6年度の403万6,500円を大きく上回る見込みでございます。

ただ、タクシー券を利用された方の数は過年度から横ばいであるため、役場から距離のある地域の方の加算措置分が増加したのではないかと考えております。以上でございます。

○議長(西口義充君)はい、続けてください。

村長。

○村長(吉井 誠君)議員ご提案の85歳以上の全ての高齢者を対象とすることにつきましては、高齢者の移動支援の充実ということでご意見としてご理解するところであります。

令和8年4月30日現在の85歳以上の人口につきましては、現在469人であり

ます。福祉タクシー券の発行者数は326名ということで、うち85歳以上の方は194人となっております。85歳以上の全ての方を対象としますと、新たに約300名程度の方へタクシー券を追加交付することになります。

本制度につきましては、村単独の一般財源を活用しておりまして、限られた財源の中で、真に移動に支援を必要とする方を重点的に支えることを目的として実施しております。このため、年齢のみをもって一律に対象を拡大した場合には、実際には自家用車による移動が可能な方やご家族による送迎が可能な方も含めて広く助成対象となることから、真に移動支援を必要とする方への重点的な支援とのバランスや制度の持続的な運営について慎重に考える必要があるものと認識しております。

また、村内のタクシー事業者の現状としまして、福祉タクシー利用者に加え、一般の方の利用が重なり、場合によっては予約をしましても一、二時間程度以上待たなければならない状況もあるというふうに聞いております。

こうした状況を少しでも解消するため、総合政策課のほうで令和7年3月に策定しています西原村地域公共交通計画に基づき、交通空白地の解消の検討と併せ、村内交通事業者の支援策としまして、タクシー運転手の移住支援、2種免許取得補助など運転手確保に関する事業のほか、車両導入補助なども行っておりまして、村民の方々へさらなる利便性の向上につながるよう取り組んでいるところでございます。

タクシー運転手の不足につきましては、全国的な課題でもございますが、村としましては、まず、村内のタクシー事業者における運行台数の増を目指し、現在の状況から少しでも改善できる可能性がある施策を進めていきたいというふうに思っております。

今、村の若い方と結構話をしておりますけれども、村外からは今、タクシーの運転手等は補助の対象にしていますけれども、できれば村内の若い方も今、代行等を一部されている方もおりますけれども、農家とか商工関係の傍らバイト感覚でできるんじゃないかということで、そういうのも皆さんと一緒に検討していきたいというふうに思っております。

それから、もう一点が電動シニアカーがありますけれども、これを増やせば、タクシーの一、二時間待たないといけない状況が改善されるんじゃないかというふうにも考えておりまして、それから、本村では現在、公共交通施策の一環として益城・西原空港ライナーの実証実験を実施しておりますが、将来的には西原村運動公園を本村の交通結節点として位置づけておりまして、そこを起点に公共交通機関を利用することで、大津町、益城町、熊本市方面へ円滑に移動できる公共交通ネットワークの構築を進めていく必要があるというふうに考えております。

このような交通体系が整備されることで、福祉タクシー利用者につきましても自宅から運動公園、または近隣のバス停までを福祉タクシーで移動し、その先は公共交通機関を利用して目的地へ向かうなど、移動手段の選択肢が広がり、交通空白地の解消などの効果が期待されます。

今後につきましても、昨年4月から拡充しました制度の利用状況であったり効果を検証するとともに、公共交通施策との連携も図りながら、真に支援を必要とされる方が安心して移動できる環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（西口義充君）松浦議員、いいですか。

○3番議員（松浦哲也君）村長、4枚のやつを言ってよ。限度の4枚。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）すみません、4枚の件につきましても、福祉タクシー料金助成事業につきましては、利用者の利便性向上を図るため、先ほど申しましたけれども、令和7年4月から拡充を行っております。1回の乗車で使用できるチケットの上限を3枚から4枚へ引き上げ、役場から距離のある地域の方の加算措置も実施したところでございます。

議員ご提案の使用枚数制限の撤廃につきましては、利用者にとって利便性が向上する面があることは理解をしております。しかしながら、本事業は、限られた助成券を年間通して通院や買物など、日常生活に必要な移動手段として活用していただくことを目的としております。仮に上限を撤廃した場合、一度に多くの利用券を使用することが可能となりますが、その結果、年度の早い段階で利用券を使い切ってしまう、その後の通院や買物など、日常生活に必要な移動がしづらくなることが懸念されます。まずは昨年4月から実施しました制度拡充の効果であったり利用実態を十分に検証し、その結果を踏まえながら今後の制度運営について検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（西口義充君）松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）ありがとうございました。しかし、非常に残念な答弁ではないかなというふうに私は思っております。

免許証を持っているというだけで線引きをするということではなくて、85歳以上の身体的、認知的な衰えというのは誰もがひとしく直面する現実ということに対して、私は平等に支援を行うべきではないかなというふうに思っております。予算的な問題もあるでしょう。

この件について、タクシーの社長とも電話で話しました。そしたら、社長が、私も普通2種免許を取得して頑張ろうと思いますというようなことでした。それで予算的なものがクリアできなければ別の提案をしようかなという

ふうにも思っておりますが、須藤住民福祉課長もちよつとメモしてください。よろしくお願いします。

2つ提案しますが、1つ目の提案です。

私が先ほど言いました体調が悪かったりけがをしている場合、そのときに運転ができない、だからタクシー券をお願いしますと言った。だから、病院に行こうとしても運転ができないわけです。だから1つの提案は、85歳以上の自家用車運転を持っている方でも通院された場合は、運転できなくて通院したわけですから、その通院の領収書を持ってきて、それを事後で申請すると。今、介護タクシーを利用される方は、この領収書を添付して2分の1の補助を今やっています。だからそういうことができないか。だったら、私が言った体調が悪かったときに運転ができませんよと、それがクリアできる。これだったら、私は非常に限られた予算で済むんじゃないかなというふうに思います。

もう一点です。

もう80過ぎて85歳ぐらいになれば、こういう方が今いらっしゃいました。病院に自家用車で通っているんですけども、命がけでハンドルを握っておりますと。通院していますと。そういう方がいらっしゃいました。私は、85歳以上の免許保有者に対して、もう一つはお試し乗車券。1枚500円ですよ。だから、85歳以上全ての方に20枚、1万円分を助成するんですよ。だけど、先ほど私が言いました275名、今回85歳以上に渡せば。だから275万円掛けるの昨年度の利用率0.424、これを掛けた場合には116万6,000円になります。でも、85歳以上で免許を持っていいらっしゃる方は、私は利用は少ないと思う。ただ、こういう自分の体調が悪かったりそういったときに使うだけですから非常に利用率は下がると思う。だから全部使ったとき、116万6,000円になるけれども、今1番目に言うた領収書を添付して後で申請する。

もう一つは、85歳以上の方に全て275人に1万円券、お試し乗車券ですよってあげる。このどちらか何とか採用してもらえないかなというふうに思っております。

私は、85歳以上になれば自宅の玄関から目的地までドア・ツー・ドアの支援ですよ。85歳以上には必須の福祉サービスではないかなというふうに思っております。

先ほど村長が利用枚数の件を、早速使ってしまうとかそういう話をされましたけれども、回数券を、タクシー券を60枚もらいました。60枚もらって10枚使いましたと。それは50枚残っていますと。それは、タクシー券を使う人は計算ができると思う。だからそこまで、1回もらったものを言わなきゃいけないのかと。

今年、村民全員にプレミアム商品券が渡されました、1万円。広報紙に6月末まで使ってくださいという案内があった。私は、そのプレミアム1万円券を皆さんにあげたときに、1回は5枚までですよ、10枚までですよとかそういう制限をされましたか。されてないでしょう。それと一緒にじゃないですか。もらったものはもらった者が自由に使うんですよ。それが当たり前じゃないかなというふうに思うんですけれども。

だから、今、1案、2案を言ったこと、それと利用枚数の件を言ったこと、その答弁をお願いいたします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）1点目なんですけれども、体調の悪い方、領収書の引換えということで、2つ目がお試し券ということで、1番とかは、自宅から病院とか、自宅からお店とかだったら可能性があるんじゃないかというふうに思っております。重層的支援体制も整っていますので、本当にお困りの方等に手当てをしていくのが本来の自治体の務めじゃなかろうかというふうに思っていますので、そこら辺も含めて、地域公共交通会議等もございますので、考えさせていただければと思います。

先ほど申しました電動シニアカーとかも使ったりとか、そういうのも後々考えていきたいなというふうにも思っていますし、一番最終的な目標は、私の個人の目標は、南小国町でやっていますタクシーで1,000円払えば、後はもうタクシー会社から町のほうに請求が来て完結するというシステムがあっており、評判もいいということなんで、そういうのも今後、検討しながら進めていきたいというふうに思っております。

また、プレミアム商品券は枚数がありませんけれども、そもそもこの制度を設けられた目的として、通院であったり買物ということでありまして、タクシーの台数、稼働率も含めたところで考えられたんじゃないかというふうに思っておりまして、本当言われるとおり、何枚使ってもいいかと思うんですけれども、今のようない待ち時間が長い体制ですするよりも、どうにかタクシーの稼働をよくしていく施策をやった上で枚数制限も撤廃に向けて考えていければなというふうに思っています。

いずれにしても、地域公共交通会議等で検討、お話しいただいたことを踏まえて検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）3回目、まとめてください。

○3番議員（松浦哲也君）可能性として、村長の今の答弁の中で、私が提案した1のほう、本当に運転ができないときに領収書を添付して、それはぜひ前向きに検討していただいて、時間の関係もありますので、2問目に移らせていただきます。

2 問目が補聴器購入費補助についてです。

このことについて、5月4日に熊日新聞に補聴器購入費補助へ、熊本市が上限3万円、認知症予防としっかり掲載されました。これ、加齢に伴う難聴で認知症や心身の機能が低下する、いわゆるフレイル、虚弱のリスクを減らすために補聴器の購入費を補助する制度でございます。

熊本市は6月より申請を受付されるということで、もうされていると思いますが、一般的に片耳で補聴器が10万円から30万円すると。熊本市は上限100人、事務費も含めて335万円の予算計上をしたいというようなことでした。対象者は65歳以上、住民税非課税世帯、生活保護受給者、補聴器の必要性をお医者さんが意見書を添付して申請するというような内容でございました。

日本の政府も2024年高齢社会対策大綱というのを令和6年9月13日に閣議決定をしております。その中で、「難聴は生活や社会参加の範囲を狭め、フレイルや認知症等のリスクを高める要因」というふうに指摘しております。

今、この補聴器購入補助をしている自治体、県内に8市町村あるわけです。その中で一番近いところは益城町ですよ。私も益城町に、福祉課に何度も何度も聞きました。今言った難聴がもたらす悪影響、認知機能の低下であったり認知症のリスクであったり、精神的、心理的な影響、会話とかがなかなかやりづらい。例えば鬱病になったりする、あるいは身体的影響、バランス感覚がなくなったり、あるいは転倒しがちになる。日常生活の影響では、いろいろな友達との会話ができない、あるいは会議や集会に参加したくなくなる、そういったことがいろいろ取り上げられるんですね。皆さんの周りにもそういう難聴の方、耳の聞こえづらい方ってたくさんいらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。

補聴器購入をすれば聞こえやすくなって、家族や近所の人との会話が増える。認知症リスクが減り、社会的孤立を防ぎ、健康寿命の延伸につながるんじゃないかと。来年度から、私は10人分で30万円ですよ。5人分で15万円ですよ。ぜひこの補聴器購入をスタートしていただきたいというふうに思うんですよ。

益城町は、今年度予算が60万円組んでありました。実績としては、令和5年度が9名、令和6年度が10名、令和7年度が10名の申込みがあって出しておりますというようなことでした。ぜひこのことについて前向きな村長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）松浦議員のご質問に対しまして、まず、補聴器等の助成制度について、担当課、住民福祉課のほうからご説明いたします。

○議長（西口義充君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（須藤将吾君）すみません、私のほうから、現在の西原村における補聴器への助成制度について説明させていただきたいと思います。

まず、助成対象者としましては、身体障害者手帳を所持する方及び障害者総合支援法対象疾病を有する方で重度難聴等により補聴器が必要となる方、もしくは身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の難聴児となります。

補聴器購入時の利用者負担ですが、基本的には補聴器の種類に応じて4万円台から14万円台の基準を設けており、身体障害者手帳を有する方はその1割を、18歳未満の難聴児につきましては、その3分の1を負担いただくこととなります。ただし、身体障害者手帳を有する方につきましては、所得要件により負担額の上限が定められているため、実際の負担額は0円から1万4,000円程度となります。

なお、障害者または配偶者の市町村民税所得割額が46万円以上の家庭の場合は、補装具費の支給対象外となります。

身体障害者手帳所持者等を対象とする村の助成制度については以上となります。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）加齢に伴う難聴につきましては、日常生活におけるコミュニケーションの低下であったり社会参加の減少につながることもあり、認知症や心身機能への影響も指摘されていることから、高齢者福祉を進める上で重要な課題の一つであると認識しております。

また、議員ご提案の補聴器購入助成につきましては、現在、県内においても導入している自治体が増えつつあることも承知しております。

一方で、本件につきましては、令和6年第3回定例会において、尾崎議員より、高齢者の補聴器購入費の助成についてということで一般質問がされておりまして、本村といたしましてもこれまで議論を重ねてきた経緯がございます。そのときの回答と重複するところもあるかと思いますが、ご了承いただければと思います。

加齢に伴います体調の変化は、聴力以外にも例えば視力、足腰など様々なものが考えられまして、老眼鏡や立ち上がり補助機、歩行補助器、アシストスーツ、電動カートなど多種多様な補装具があるというふうに思っております。最近では、耳が聞こえない方専用で、スマホで日本語とかしゃべったら携帯で文字化されて確認できるものもあるというふうに伺っております。

補助対象との均衡、公平性の確保についてもこれら多種多様であり、慎重な検討が必要であるというふうに考えております。

このため、現時点において、直ちに制度化する考えはございませんが、高齢者の健康づくりや認知症予防、フレイル予防は大変重要であることから、

本村といたしましては、昨年度より取り組んでおりますロアッソ熊本と健康づくりの専門機関であります株式会社J.H. Wellnessが共同開発したロアッソウェルネスプログラムなどといった新たな事業への取組も進めながら、地域サロン活動や介護予防事業、寿生大学などの既存事業も活用し、高齢者の社会参加の促進、介護予防、健康づくりを推進していきたいというふうに考えております。

今後につきましては、近隣自治体の動向であったり、国・県の支援制度等も注視しながら、引き続き研究していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西口義充君）松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）これもちょっと残念な答弁でございますが、益城町に聞いて、なぜこの取組が始まったのかというふうに聞きましたが、令和元年12月の議会で、一般質問の中で議員から出ましたと。補聴器購入のぜひ補助を組んでいただきたいということで、その中で議員の方が質問されて、私も議事録も読みましたが、そして答弁として、今の西村町長ですね。難聴は高齢者にとって深刻な問題と認識している。県内自治体では助成を行っている自治体はなしと。近隣自治体の動向も確認しながらと言われましたが、翌令和2年4月から熊本県で1番にこれを取り組まれた。それはすばらしいことじゃないかなというふうに私は思いますよ。どこもやっていないのに1番にやると。

先ほど村長からも言われましたが、令和6年第3回定例会、尾崎議員が質問もされました。そのときに私はまだ議員になる前でしたから知りませんが、尾崎議員も難聴に困っています方の意見を聞いて、たくさんの村民の思いを背負って私は質問されたというふうに思っているんですよ。そのときと同じで、老眼鏡とか立ち上がり補助機とか言われました。でも、電動カートも言われました。しかし村長、それは視点が違う。はっきり言うて視点が違う。老眼鏡とか、それは例えば言われたのはつえとかが該当すると思う。それは補聴器と比べて価格も全然違いますよ。

もう一つは、老眼鏡とかつえは、これらは不便さはあるが、コミュニケーションの遮断や認知症発症に直接的な因果関係は指摘されていない。補聴器は認知症のリスク、先ほど述べましたが、WHOも日本政府もこれは認めている。そういうのが違いがあると。歩行補助器とか電動カート、これは要介護認定を受ければ介護保険制度で自己負担が抑えられるでしょう。

しかし、補聴器は介護保険の対象外でもある。片耳10万円から30万円の補聴器、これ、全額負担ですよ。

益城町役場にまた別のことも聞きました。補聴器購入費用補助を始めて町

民の方々から老眼鏡の補助とか、あるいはつえの補助をお願いしますとか、そういった声はありましたかと。そしたら、一切ありませんでしたと言われた。難聴を放置した結果として生じる将来の私は介護医療費の増大リスクというのも心配じゃないかと。補聴器購入補助は、単なるコストではない。私は将来への投資、つまり介護予防策じゃないかなというふうに思っております。5人で15万円ですよ。10人で30万円ですよ。まだ令和7年度の決算が出ておりませんが、令和6年度の決算を見てみますと、不用額が3億3,000万円ありました。恐らく令和7年度の不用額はもっと増えると思います。そういう予算が一般会計にまた翌年度に繰り入れるわけだから、そういう予算は職員が一生懸命にいっぱい見積りを取って、そして安いところと契約をしていくという、そういう頑張った成果が3億3,000万円ですよ。だから私はこの15万円、30万円、ぜひご理解をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）松浦議員のご質問、本当に難聴の方、いろんな症状の方に対してやっていくのが一番かというふうには思っています。

ただ、特定の器具だけに村独自の公費を投入することは、かえって住民間の公平性を損なう不均衡を招くおそれがあるんじゃないかというふうに考えています。

補聴器に限らず、先ほど申しましたように、最近は携帯のアプリであったり、眼鏡、歩行器、アシストスーツ、予防であれば目のレーシックなど多岐にわたり、次々に上がってくるんじゃないかというふうに予測されます。

例えば今回のように、補聴器への補助はという質問が上がってきたとします。そのときの私の判断材料としまして、1つ目に、まず補助を検討するに当たり、どれぐらいの要望、住民の声が上がっているかということ。それから2つ目に、特定の症状、特定の器具だけに限られていないか。3つ目に、この制度を設けた場合に、この補助をするのであれば、これがどこまで広がっていくか。例えば、加齢に伴う身体的な衰えに対するくくりで検討した場合に、どこまでその範囲が影響していくかなど、制度を設けた場合、不均衡感が高まる可能性がないか、また財政状況であったりマンパワーを含めたところで検討しているところでございます。

松浦議員がご提案されております補聴器を補助することは、困ったところに行行政で後押しする気持ちは本当に私も理解するところであります。今定例会でも様々な議員の皆様からご提案が上がっていますけれども、そういう提案に対して、いつも本当にどこまで住民サービスを提供すればいいんだろうか、その境界線、選択についても個人的にいつも悩んでいるところでございます。最近は、地方自治体間の、地方自治体というお店の価格競争、あるいは

は補助金、給付金レースという状況の中で、これは極めて深刻な問題ではないかというふうに思っております。

そういう中で、西原村は、例えば給食費の無償化とかは全額、よそは半額というところもありまして、その自治体、自治体で思うところも議会の皆さんと話して決めていかなくちやいけないというふうに思っております。

この補聴器に関しましては、少し調べましたところ、熊本県のほうでも、令和元年だったと思いますけれども、議会にかけてありまして、否決という話があっております。こういういろんな施策に対しまして、長期的に見ますと、こういうことを小さいながらもたくさんやっていきますと、自治体間の共倒れ未来を招く、持続不可能な自治体間といいますと消耗戦になるんじゃないかというふうに危惧をしております。本当に一度始めた補助金は後で止めることは、やめることは極めて困難でありまして、結果として財政が硬直化して、将来のインフラ更新であったり、本当に生活困窮されている方への支援など、絶対に外してはいけない、外すことができない行政の土台に回す予算が削られるというふうに思っております。

手厚い補助を基準に自治体を選ぶ住民が増えてくる世の中であるかもしれませんが。自治体に対する帰属意識ではなく、より得なサービスを提供する自治体へ移動するという考え方が生じた場合、これは本当に怖いことでありますが、住民が地域を共に支える本当に主役であるという原則という面では本当に考えさせる部分もございます。

すみません、時間がないので、こういうことを踏まえて、もう一回、議員の皆様と補助制度に対する住民サービスへの境界線というのを皆さんと一緒に話をさせていただいて、どういう補助が適しているかをランクづけしながら、それに基づいてこれから先、5年、10年を見据えて補助の制度を確立していければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）3回目、まとめてください。

○3番議員（松浦哲也君）今まで言いましたように、難聴は認知症リスクがあると。いろんな器具は言われましたけれども、それはまた視点が違うと私はさっき言いましたよね。だから、全然、難聴がもたらす影響とつえとか老眼鏡はまた不便なと言いましたよね。そういう違いがあるというのはご理解いただきたいと。

時間もあれですので、私はこれは言おうか言うまいかと随分悩みましたけれども、あえて言わせていただきますが、令和8年度の予算の中で、私たち議員も全部承認しましたよ。飼料高騰緊急支援補助金450万円組まれました。それは大事だなというて私たちも理解しましたが、畜産農家に対して、飼料高騰によって450万円をぽんと出されました。物価高騰交付金も使われたと思

う。でも、これは上限が1農家に対して50万円ですよ。私が言っているのは、先ほど1人に3万円の話ですよ。こういうのは村長は思い切ってどんと出される。それは私たちも理解してもちろん賛成をいたしました。

だから年間に5名、10名の話ですよ。こういうのがありますよと、困っている方に対してこういうのができましたよと、県下でどこもやってないという状況じゃない。益城町が1番にされた。県内で今、8市町村になった。だから、私はこれは認めてもらったほうがいいんじゃないかなと。私たちが言った、この議会で発言したこと、もちろん議事録に残りますよ。そして、議会広報紙ゆうすいにも私が発言したこと、村長が答弁されたこと、それはきちっと書かれて、村民の皆が読まれるということですよ。ぜひそういうのも理解されて前向きにご検討いただきたいということの発言をさせていただきます、私の一般質問に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（西口義充君）続きまして、受領番号2番、1番議員、山下圭介君、件数1件、発言を許します。

（1番議員 山下圭介君 登壇 質問）

○1番議員（山下圭介君）皆さん、こんにちは。1番議員の山下圭介です。

通告に従い、1件の一般質問をさせていただきます。

今回は、有害鳥獣対策における捕獲期間と現場支援について質問いたします。

近年、イノシシや鹿をはじめとする有害鳥獣による農作物被害は、農業関係者の営農意欲にも大きく影響する重要な課題となっております。また、被害防止のため、日頃から捕獲活動に尽力いただいている鳥獣被害対策実施隊や猟友会の皆様には、地域農業を守るために大変なご苦勞をいただいております。私自身も現場の皆様から様々なご意見を伺う機会があり、今回の質問では、現状の課題や今後の方向性について確認をしたいと思います。

有害鳥獣対策は、単に捕獲頭数を増やすことが目的ではなく、農業被害の軽減と地域住民の安心・安全な暮らしを守るための重大な取組であります。そのような観点から、本日は4点についてお尋ねいたします。

- 1点目は、有害鳥獣駆除期間の設定状況。
 - 2点目は、空白期間のない通年運用について。
 - 3点目は、準備金や捕獲報奨金の現状と見直し。
 - 4点目は、猿等についての今後の対応であります。
- それでは、順次質問いたします。

初めに、有害鳥獣駆除期間の設定状況と空白期間のない通年運用についてお尋ねいたします。

今回、一般質問を行うに当たり、実際に現場で活動されている猟友会の方々からお話を伺いました。その中で、現在の駆除期間については一定の評価がある一方、空白期間のない通年運用を望む声が多く聞かれました。

西原村では、これまで有害鳥獣駆除期間の延長を行いながら被害対策に取り組まれてきましたが、現在の駆除期間はどのような考え方や経緯によって設定されているのでしょうか。また、駆除期間延長前と比較して、捕獲頭数や農作物被害額にどのような変化があったのか、お伺いいたします。あわせて、現場からの要望である空白期間のない通年運用について、村の考え方をお伺いいたします。

続いて、準備金や捕獲報奨金の現状と見直しについてお尋ねいたします。

有害鳥獣対策は、捕獲活動に携わる皆様のご尽力によって支えられております。一方で、近年は、燃料費や資材費の高騰に加え、わなの維持管理や見回りなど、活動に係る負担も大きくなっていると伺っています。

そこで、現在の準備金や捕獲報奨金はどのような考えに基づき設定されているのか、お尋ねいたします。また、物価高騰など社会情勢の変化を踏まえ、今後、見直しを検討する考えがあるのか、お伺いいたします。

最後になりますが、猿等についての今後の対応について。

近年、イノシシや鹿だけではなく、猿の目撃情報や出没を心配する声を耳にする機会が増えております。猿は、一度定着すると農作物への被害だけでなく、生活環境への影響も懸念されることから、被害が拡大する前の対応が重要であると考えております。

そこで、現在、西原村では、猿の出没状況や生息状況をどのように把握されているのか、また、今後、有害鳥獣対策の中で猿をどのような位置づけ、どのような対策を検討されているのか、お伺いいたします。

長くなりましたが、以上、1回目の質問といたします。ご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（西口義充君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）山下圭介議員のご質問にお答えいたします。

本村におきましては、イノシシや鹿をはじめとする野生鳥獣による農林水産業への被害並びに生活環境への影響は、従事者の生産意欲を減退させるだけでなく、村の基幹産業であります農業の振興を進める上でも極めて深刻な課題であるというふうに認識しています。

村といたしましては、丹精込めて本当に育てられました農作物を守って、住民の皆様が安心して暮らせる環境を確保するためにも、これまでも西原村猟友会や農家の皆様をはじめとする関係各位の多大なるご協力の下、捕獲活

動や侵入防止対策を進めてまいりました。

ご質問の１点目及び２点目の有害鳥獣駆除期間の設定状況と通年運用についてでございますが、本村では、令和６年度より捕獲許可期間を従来４月から１０月までとしていたところを、４月から翌年２月中旬までと延長し、防除体制を強化いたしました。これにより、秋口から冬にかけて農作物被害相談に迅速に対応できるようになり、捕獲頭数、被害減少ともに大きな成果を上げているところでございます。

しかしながら、議員ご質問のとおり、県の狩猟期間との間に空白期間が存在していきまして、これが鳥獣の警戒心を緩め、被害拡大を招く要因となり得ることから、本年度より空白期間のない通年運用の体制へ移行したいと考えております。

３点目の準備金、また捕獲報奨金の現状と見直しにつきましては、日々危険を伴いながら現場で活動されております実施隊員の負担軽減とモチベーションの維持、そして担い手の確保につきましては、重要な課題であると認識しております。このため、令和８年度当初におきまして、村独自の有害鳥獣対策事業補助金につきましては、増額した予算のご承認をいただいたところでございます。今後も捕獲頭数に伴う予算確保を含め、現場への財政的支援の最適化を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、首長間でも最近やっぱり鳥獣被害がどの自治体も深刻な問題となっており、共通した課題となっております。できれば熊本県で音頭を取ってもらって、狩猟期間であったり捕獲のやり方とかそういうのも含めて全県で取り組むことが一番大事じゃないかというふうに思っておりますけれども、できれば阿蘇郡市から始めて、一緒に取り組んで、同じような条件でやってみることも一つの案じゃないかと思っていまして、それもしゃれば周辺自治体の首長さんとも相談しながら取り組んでいければなというふうに検討しているところでございます。

それから、４点目の猿等について今後の対応についてでございますが、猿は本当に学習能力が高く、行動範囲が広いということで、個体駆除だけでなく、人里に近づけない環境づくりが本当に不可欠であるというふうに考えております。本村では、令和６年９月に導入しました公式LINEによります有害鳥獣通報システムを最大限に活用し、出没情報の迅速な共有、住民と行政が一体となった追い払い体制を引き続き強化していきたいというふうに考えております。

以上、詳細につきましては、１から３につきましては産業課長より、猿案件の４につきましては保健衛生課長より説明いたします。以上でございます。

○議長（西口義充君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）山下圭介議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目、有害鳥獣駆除期間の設定状況と2点目の空白期間のない通年運用についてでございますが、有害鳥獣駆除期間につきましては、先ほどもありました令和6年度より捕獲許可期間を4月1日から翌年2月中旬へと延長いたしました。冬期の空白期間をほぼなくしたことで、野生鳥獣の個体数管理が可能となりまして、捕獲頭数が従来の約2倍に増加するなど、翌春の農作物被害の減少に大きな成果を上げております。しかし、狩猟期間との間にまだ約16日間程度の空白期間が存在しておりまして、これが鳥獣の警戒心を緩め、被害拡大を招く要因となり得ると考えておりますので、村長の答弁でもありましたように、本年度より狩猟期間と許可期間を切れ目なく接続する形での通年運用への体制へ移行したいと考えております。

続きまして、3点目の準備金や捕獲奨励金の現状と見直しにつきまして。

近年、捕獲従事者の高齢化や減少が進行する中、資機材の準備費用や燃油費、処分に係る現場の負担は年々増加しております。このため、令和8年度当初予算において、出動や見回り、わなの設置などの活動、準備段階を支援する村単独の有害鳥獣対策事業補助金の算出金額を見直し、増額した予算のご承認をいただいているところでございます。今後も近隣町村の動向や村の財政状況を勘案し、より実効性のある補助金制度の拡充、見直しなどを引き続き検討してまいりたいと考えております。

それと、4点目、猿等についての今後の対応についてでございますが、近年、阿蘇外輪山周辺から猿の出没状況が散発的に寄せられております。本村でも数年前までは1頭の日撃だったものですが、近年では10から15頭の集団となって現れるなど、状況が変化しております。猿は高い学習能力と身体能力を持ち、群れで行動するため、単にわなを仕掛けるだけでは捕獲が困難でございます。そのため、地域全体で人里には餌がなく恐ろしい場所であると認識させる防除と追い払いを基本に据えて対応してまいりたいと考えております。今後も住民の皆様へ餌を屋外に放置しないなどの注意喚起を行うとともに、県や専門機関と連携して遊動ルート等の情報収集に努め、公式LINEの有害鳥獣通報システムなどを活用した迅速な情報共有と地域一体となった追い払い体制を強化してまいりたいと考えております。

なお、万が一民家への侵入や人身危害のおそれがある場合は、県、警察、猟友会と密に連携して速やかに緊急捕獲措置を講じてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（岩下源一郎君）山下議員のご質問にお答えいたします。

4番目の猿等についての対応でございますが、先ほど産業課長のほうから

お話しいたしましたように、一般的有害鳥獣として農作物に被害を与える場合と、保健衛生課といたしましては、住宅地等に来た場合の対応等につきましてでございますが、やはり野生生物というようなことでございますので、基本的には住宅地等に近寄らせないように、何度もすみません、産業課長が申しましたように、餌等を置かないなどして住宅地に住みつかないような対策を行っていき、また、そういった猿等の目撃情報等ございましたら、注意喚起を促すような防災無線やホームページ、SNSを使って周知を行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）山下議員、続けてください。

○1番議員（山下圭介君）ありがとうございます。

まず、通年運用についてであります。狩猟期間と許可期間を切れ目なく接続してくれるという大変前向きなご答弁をいただきまして、ありがとうございます。県内でも結構通年期間がない自治体が増えていますので、うれしく思います。

続いて、現場での準備金や補助金についても増額ということで、大変前向きなご答弁をいただき、ありがとうございました。

その中でも、現場からは、イノシシと幼獣、そして成獣の捕獲報奨金について見直しを求める声も上がっております。幼獣であっても将来的には農作物被害を発生させる可能性があり、早い段階で捕獲することにも大きな意義があると考えております。

そこで、現在、幼獣と成獣で報奨金に差が設けられている理由は何か、また、今後見直しを検討する考えがあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（西口義充君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）ただいまの山下圭介議員のご質問にお答えいたします。

現場の負担軽減の観点から、成獣と幼獣の価格差をなくしてほしいというご意見は理解いたしておりますが、村の補助の価格差を設けている背景には、個体数調整を行う上での重要な意図が3点ほどございます。

第1に、将来の繁殖抑制効果の違いです。繁殖能力を持つ成獣の雌を捕獲することは、翌年以降の出生を未然に抑えるため、圧倒的に高い抑制効果があると考えております。補助金に差をつけることで成獣の優先的な捕獲を促しており、同額にすると捕獲が安易な幼獣に活動が偏る懸念があります。

第2に、実際の農林業被害への直結度と捕獲に伴う労力の違いです。農地を荒らす主因は成獣であり、わなにかかった際の危険度、止め刺しの難易度、巨体の搬出や埋却処理に伴う現場の肉体的、時間的コストは、幼獣とは比較にならないほど甚大でございます。この労力の差を正當に評価するために価

格差は合理的であると考えております。

第3に、限られた財政予算の効率的な執行という観点です。通年捕獲の導入により、現在の捕獲実績は年間1,000頭前後に達しまして、予算は大幅に増加しております。国・県の交付金でも成獣、幼獣で価格差が明確に区分されており、村独自で幼獣の捕獲補助金を成獣と同額まで引き上げた場合、財政を圧迫し、最も被害をもたらす成獣への補助金が不足するという事態を招く可能性があると考えております。

以上のような3点から、中長期的な観点で管理運営を行うためには、現在の価格差構造での支給が合理的であると考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）質問をお願いします。

○1番議員（山下圭介君）ありがとうございます。

成獣と幼獣に差が設けられている理由については理解いたしました。また、限られた財源の中で効率的に制度を運用していくという考えも理解できましたので、また現場の声を聞きながら話していきたいと思います。

先ほどの、言い忘れましたけれども、猿についての出没状況、今後の方針についても分かりました。引き続き情報収集と早めの対策をよろしく願います。

あわせて、先日、村内において、疥癬症の疑いがあるタヌキが目撃されて、見かけても近づかないようにという村内放送が行われました。見かけたときはどうしたらいいのか、どこに連絡したらいいのかなどという声もありました。

そこで、このような疥癬症などの感染症が疑われる野生動物を発見した際にどのような行動を取ればいいのか、また、村としてどのように対応されるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（西口義充君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（岩下源一郎君）山下圭介議員のご質問にお答えいたします。

疥癬症の疑いのあるタヌキにつきましては、現時点において、鳥インフルエンザや豚熱のような法定の通報対象疾病とは位置づけておりません。そのため、疥癬症の疑いのあるタヌキであっても、基本的には捕獲等を行っておりません。私有地内で死亡している場合は、土地所有者または管理者において処理していただくこととなります。

疥癬症はダニの感染症で、毛が抜け、さらに衰弱して死亡に至るというような病気でございます。飼い犬などにうつる可能性もありますし、人に感染すると皮膚に症状が出てくるといふこともあります。

このようなタヌキがいるとご連絡いただいた場合は、近づかないようお願いしております。また、死亡しており処分する必要がある場合には、素手で

は触らず、手袋やマスクを着用するなど、衛生面に十分留意していただくよう周知を行っております。

先日は、住民の方からそういったタヌキがいるという連絡がありました。生きているものでございましたので、そういったお願いをしたところでございますが、住民への注意喚起という意味で、防災無線のほうで放送させていただいたところでございます。

村といたしましては、引き続き野生動物等への対応、特に死亡した動物の処分に当たっては、感染予防及び衛生管理に十分留意していただくよう周知を図ってまいります。

なお、複数の野生動物が同一敷地で死亡している場合や不自然な大量死などが確認された場合は様々な感染症が疑われるため、役場に連絡があった場合には関係機関と連携し、必要な情報収集並びに対応を行ってまいります。以上でございます。

○議長（西口義充君）山下議員、まとめてください。

○1番議員（山下圭介君）ありがとうございます。

今回のタヌキの件ですが、やっぱり普通と違う形で見つかりと住民の皆さんも不安な面もあると思いますので、適切なアドバイスができるように準備をしていただければいいかと思います。

今回は、通年運用と補助金の見直しなど、大変心強いご答弁をいただくことができました。今後も現場の声に耳を傾けながら、安心して暮らせる地域づくりを進めていくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（西口義充君）これより暫時休憩します。

（午前11時14分）

（午前11時25分）

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号3番、4番議員、尾崎幸穂君、件数2件、発言を許します。

（4番議員 尾崎幸穂君 登壇 質問）

○4番議員（尾崎幸穂君）改めまして、おはようございます。4番議員、尾崎です。

通告書に基づき、2件質問をいたします。

まず1件目、にしはら保育園の現状と今後についてです。

近年、全国的に保育士不足が続く中、保育現場に求められる役割はますます大きくなっております。また、本村においても人口増や子育て世帯の流入が見られ、今後も保育需要の増加が想定されます。さらに、本年度からはこ

ども誰でも通園制度も始まり、保育現場にはこれまで以上に柔軟な対応が求められております。子どもたちが安心して過ごせる保育環境を維持するためには、安定した保育士確保と適切な受入れ体制の整備が重要であると考えております。

そこで、まず1点目です。

現在のにしはら保育園における保育士の配置状況はどのようになっているのか。また、保育士不足による園児受入れへの影響は生じていないのか、お伺いいたします。

○議長（西口義充君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、保育士の配置状況と園児受入れの影響についてであります。

本村の未来を担う子どもたちが安全で安心して過ごせる保育環境を確保することは、本村における重要な使命であると捉えております。議員ご指摘のとおり、保育士の確保は全国的に大きな課題となっています。本村におきましても、全国的な保育士不足の影響を受け、昨年度は待機児童が発生するなど、受入れに苦慮した経緯がございます。

しかしながら、本年度につきましては、必要な保育士を確保し、現場の工夫と計画的な職員配置により、昨年11月の一斉申込期間、毎年11月に行われております一斉申込期間に申込みいただいた入園希望者につきましては、4月から順次受入れ体制を整えております。

また、にしはら保育園の正職員につきましては、村全体の職員定数に直結することから、役場本庁をはじめとします行政組織全体のバランスを踏まえた慎重な定員管理が必要であります。このため、単に人員を増やすのではなく、児童数の推移を見極めながら計画的な採用と配置に努めてきたところでございます。

今後も、働きながら子育てをされる保護者の皆様に寄り添って、年度途中の入所希望においてもできるだけ対応できるよう受入れ体制の確保に万全を期していきたいというふうに思っております。

詳細につきましては、園長より説明いたします。

○議長（西口義充君）保育園長。

○保育園長（岩村智子君）尾崎議員のご質問について、私のほうから、保育士の配置状況及び保育士不足による園児受入れへの影響について詳細をご説明いたします。

まず、保育士の配置状況についてでございますが、児童福祉法に基づく国の配置基準は、保育士1人当たり0歳児3人、1、2歳児6人、3歳児15人、

4、5歳児25人となっております。

当園の6月1日現在での園児数は、0歳児10人、1歳児21人、2歳児24人、3歳児25人、4歳児26人、5歳児30人の計138人でございます。0歳児から2歳児につきましては、少しでも多くのお子様を受け入れられるよう、混合クラスを設置するなど柔軟な運営を行い、いずれのクラスにつきましても国の配置基準を満たす保育士を配置し、適正な保育環境の維持に努めております。

次に、保育士不足による園児受入れへの影響についてでございます。

昨年度は全国的な人手不足の影響もあり、当園でも待機児童が発生したところでございます。待機児童のケースといたしましては、大きく2つあり、1つは、入所条件を満たしているにもかかわらずどの保育園にも入所することができない、いわゆる純粋な待機児童と、もう一つは、村全体としては、保育枠、定員に空きがあるものの、特定の保育園のみの入所を希望されるため、結果として入所できずに待機となる、いわゆる潜在的待機児童がでございます。昨年度、当園において発生した待機児童につきましては、村全体の保育枠が不足したことによる、いわゆる純粋な待機児童でございました。

こうした状況を受け、今年度の新入園児の受入れにつきましては、昨年11月の申込みに基づき、必要となる職員数を把握した上で適正な配置を行ってまいりました。その結果、本年4月からの入所希望者につきましては、全て受入れを完了しております。

また、年度途中での入所を希望されていたお子様につきましても、順次入所できるよう計画的に職員配置を行っているところでございます。

また、昨年11月の申込期間終了以降も、出生や転入、育児休業終了などにより新たに途中入所の希望をいただいております。6月1日現在で、0歳児1名、1歳児1名、2歳児1名の計3名のご希望を把握しております。これらの希望に対しましても、さきの期間内での申し込みの状況を踏まえながら、入所希望時期を見据え、職員配置の調整を図り、できる限り受入れが可能となるよう計画的な体制整備を進めているところでございます。

なお、当園といたしましては、毎年11月に設けております指定の申込期間内にお手続をいただくことで、次年度に向けた確実な保育士の確保と見通しを持った計画的な配置を行うことが可能となります。この期間を過ぎてからのお申込み、いわゆる期間外での申請となりますと、限られた人材の中から新たに保育士を確保し配置を調整するまでに、どうしても一定の時間を要してしまいます。そのため、場合によってはご希望の時期にすぐに入所をいただけないケースも生じかねません。

お子様方を確実に迎え、安心してお預けいただける体制を整えるためにも、次年度からの入所、あるいは年度途中からの入所を予定されているご

家庭に対し、可能な限り11月の指定期間内にお申込みをいただけるよう、今後も広報紙等を通じて丁寧な周知に努めてまいります。以上でございます。

○議長（西口義充君）続けてください。

○4番議員（尾崎幸穂君）現在は、配置基準を満たしながら運営され、本年度の入所希望者については受入れができていたとのことでした。

一方で、昨年度は待機児童も発生しており、また年度途中入所の希望もあるとのこと、今後の保育需要への対応は引き続き重要になると感じております。

特に、0歳児については、育児休業明けなどによる途中入所ニーズも高く、また期間外の申込み、さらに今後人口増や転入が進んだ場合、受入れ体制の維持が課題になることも想定されます。

そこで2点目です。本年度から実施されておりますこども誰でも通園制度についてお尋ねいたします。

制度の趣旨そのものは、在宅育児家庭の支援や孤立防止という点で大変重要であるとは考えております。一方で、集団生活に慣れていない低年齢児への対応には、通常以上に丁寧な見守りや安全配慮が必要になると思います。

現在の保育士配置体制の中で適切な受入れ対応が可能であると考えているのか、また、安全面や保育の質の確保についてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）続きまして、こども誰でも通園制度における受入れ対応についてお答えいたします。

本年度より本格実施となりましたこども誰でも通園制度は、全ての子どもの健やかな成長を支えるとともに、在宅で育児をされている家庭の孤立防止や育児負担の軽減を図る上で大変意義深い制度であるというふうに思っております。

本村におきましては、これまでも乳幼児を抱える保護者の皆様が気軽に集い、交流できる子育てひろばや、急な用事であったりリフレッシュの際に利用できます一時預かりなど、多様な子育て支援メニューを提供してまいりました。

今回のこども誰でも通園制度の導入は、これまでの支援体制をさらに拡充するものであるというふうに思っております。従来の保育園は保護者の就労が必要でありましたが、この制度では就労の有無にかかわらず、時間単位等で柔軟に保育園を利用できることが大きな特徴であります。

その一方で、本制度は集団生活に慣れていない低年齢児の利用が中心となります。また、受入れに当たりましては、お子様お一人お一人の特性やアレ

ルギーなどを踏まえ、現場における丁寧な関わりと安全配慮がこれまで以上に求められるものであるというふうに想定をしているところでございます。

ご質問の配置体制であります、本村におきましては、受入れ施設をにしはら保育園とし、本年4月より住民福祉課において受付を開始しています。

本制度を開始するに当たり、保育園でも一定の受入れ体制を整えております。現時点で利用の申込みはあっておりませんが、まずは利用を希望された場合は、保護者のニーズであつたりご意見を丁寧に伺って、現場の状況を踏まえながら安全な運営を最優先にしっかりと対応してまいりたいと考えております。

中身の詳細につきましては、園長より説明いたします。

○議長（西口義充君）保育園長。

○保育園長（岩村智子君）尾崎議員のご質問について、私のほうから、こども誰でも通園制度における具体的な受入れ体制と利用手順についてご説明いたします。

まず、具体的な受入れ体制についてでございます。

対象は、国が定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に基づく西原村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例により、村内に住民票を有する保育所等に在籍のない生後6か月から満3歳未満のお子様とし、保護者の就労状況にかかわらず、月10時間の範囲内で利用可能としております。

実際の受入れ体制といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、配置基準に鑑みますと、1、2歳児については現在の体制で十分受入れが可能である一方、0歳児については、途中入園の希望が多いことから、ご希望日時や時間帯に応じて柔軟にご対応していきたいと考えております。

先ほど村長からも説明がありましたとおり、集団生活が初めてのお子様を安全にお預かりするためには、しっかりと見守りが必要となります。そのため、保育園におきましては、本年度の開始当初は、1日当たり受入れ枠をおおむね1名程度とし、まずは確実かつ安全に対応できる体制からスタートしたいと考えております。

担当する保育士につきましても、既存のクラス配置に無理な負担がかからないよう、利用予約に合わせてフリーの保育士を充てるなど、安全な保育空間の確保を最優先とした配置体制を整えたいと考えております。

次に、利用手順についてでございます。

本年4月より、役場住民福祉課において利用を希望されるご家庭の利用登録及び事前面談の受付を開始しております。この事前面談は大変重要であり、お子様のアレルギーの有無やふだんの睡眠、食事の様子、健康状態などを保

護者様から丁寧にお聞きし、園と役場、そしてご家庭との間で事前の情報共有を徹底するための期間としております。これらの準備を経て、順次受入れを開始していく流れとなります。

周知につきましては、本制度の開始に合わせ、既に村ホームページを通じて住民の皆様への周知を図っているところですが、現段階におきましては、具体的なお申込みやお問合せには至っていない状況でございます。

今後におきましても、広報紙など多様な媒体を通じてさらなる周知と丁寧な情報発信に努めてまいります。

本制度は、在宅で育児をされている保護者の皆様の負担軽減に大きく寄与するものである一方、お預かりするお子様の安全確保が絶対条件となります。まずは、このスモールスタート、いわゆる段階的な導入により現場の保育士が一人一人のお子様慣れ、安全な運用のノウハウを蓄積することを最優先といたします。

その上で、今後の利用ニーズの推移を注視しながら、将来的な受入れ枠の拡大や柔軟な運用について、近隣市町村の動向を見ながら、役場住民福祉課とも密に連携し、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）続けてください。

○4番議員（尾崎幸穂君）本制度においては、スモールスタートという形で全面を優先的に、事前面談や情報共有を丁寧に行いながら対応していくとのこと、その点は重要であると感じております。

ただ、この本制度は対象者が0－3歳児と保育士が多く必要であること、また、月10時間という短い時間、基本的に保育園に預ける際は慣らし保育というのが必要になります。子どもがその状況に慣れないという状況において、大変保育士への負担が大きいものと感じております。

今後、利用ニーズが増えていった場合、現場の保育士への負担、このような状況において保育士の負担が大きくなるかという点については、引き続き注視していく必要があると考えます。特に、既存クラスの運営を行いながら新たな制度にも対応していくことになりますので、現場が無理を重ねることで安全管理や保育の質に影響が出ることがないように十分な体制確保が必要であると思います。

そこで、最後に3点目です。

全国的に慢性的な保育士不足が続く中、本村においても今後の人材確保は非常に重要な課題であると考えます。現在、保育士確保に向けてどのような取組を行っているのか、また、今後、保育士が働きやすい環境づくりなども含め、どのような保育士の確保対策を考えられているのか、お尋ねいたします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）3つ目の質問でございます。

保育園の確保に向けたこれまでの取組と今後の対策についてお答えいたします。

全国的に慢性的な保育士不足が続く中、本村におきましても、質の高い保育体制を安定的に維持するためには、保育士の確保と定着の両面を強化することが最重要課題であるというふうに認識しております。

これまで本村では、村ホームページであったりハローワーク等を通じた常時の求人活動に加え、人材派遣会社の活用や人材紹介会社からの紹介、求職者へのスカウトメール配信など、多様な採用手法を組み合わせる取り組みをまいりました。その結果、本年度は、ホームページからの応募者1名、派遣会社から2名、人材紹介会社から1名、計4名の保育士を新たに確保したところでございます。

また、保育士の定着に向けましては、現場の負担軽減が不可欠であることから、保育業務のICT化による書類作成の効率化や保育補助者の配置など、近隣市町村や民間保育所の取組も参考にしながら働きやすい職場環境づくりにも取り組んでいるところです。

在園児につきましては、現時点では現在の職員体制で対応できておりますが、転入等による途中入園も見込まれることから、職員の効率的な配置を図るとともに、保育士採用試験も実施しているところでございます。

いずれにいたしましても、財政負担の平準化を念頭に置きつつ、現場における安全管理を徹底し、子どもたちが安心して過ごせるよう適切な保育環境の維持に努めてまいります。以上でございます。

○議長（西口義充君）まとめてください。

○4番議員（尾崎幸穂君）本村においても保育士確保に向けて様々な取組が行われていること、また現場で工夫しながら受入れ体制を維持されていることは理解しました。

しかしながら、全国的な保育士不足は今後も続くことが想定され、本村においても、人口増や年度途中入所への対応、こども誰でも通園制度への対応など、保育現場に求められる役割はさらに大きくなっていくものと感じています。

また、一方で、近年の物価高騰により子育て世帯の経済的負担も増している状況です。

私は、子育て支援というのは、保育サービスを充実させることではなく、家庭で子どもを育てる選択をしている世帯に対してもしっかりと目を向けていく必要があると考えております。特に、乳幼児期は子どもと保護者が家庭で

ゆっくりと関わる時間も非常に大切な時期であり、その環境を支えることは、子どもの育ちという観点からも重要であると感じております。

さらに、家庭保育を支援することは結果として保育需要の分散にもつながり、保育士不足への対応策の一つとしても考えられるのではないかと考えております。

そこで、2件目、家庭保育世帯応援金制度について質問をいたします。

近年の物価高騰により、子育て世帯を取り巻く経済状況は厳しさを増しております。特に乳幼児期は、おむつやミルク、衣類など日々の負担も大きく、子育て世帯への支援の充実は重要であると考えております。

また、現在は共働き世帯も増える一方で、子どもが小さいうちは家庭でしっかり関わりながら育てたいと考える家庭もあります。乳幼児期に保護者が子どもと過ごす時間は、子どもの安心感や愛着形成の面からも大変重要であると考えます。

そこで、お尋ねいたします。

物価高騰などにより子育て世帯の負担が増す中、家庭で保育を行う世帯に対し、経済的負担の軽減や乳幼児期における子どもと過ごす時間を確保できる環境づくり、さらには慢性的な保育士不足への対応策の一つとして、家庭保育世帯応援金制度を創設する考えはないか、お伺いいたします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）近年の物価高騰等により子育て世帯の経済的負担が増していることについては本村としても十分認識しておりまして、子育て支援の充実は重要な課題であるというふうに考えております。

議員ご提案の家庭保育世帯応援金制度につきましては、県内において一部自治体で導入されていることは承知しております。この制度は、家庭で保育を行う世帯を支援することで、子育て世帯の負担軽減や親子で過ごす時間の確保、さらには保育士不足への対応などを目的とした制度であるというふうに理解しております。

一方で、本村におきましては、現在、児童手当や妊婦のための支援給付、子ども医療費助成など各種子育て支援事業を実施しておりまして、限られた財源の中で、子育て世帯全体への公平性や既存制度との均衡を図りながら支援を行っているところでございます。

家庭保育世帯への新たな給付制度を創設する場合には、まず、保育所等を利用している世帯との公平性をどのように整理するかが課題となります。保育所等を利用する世帯においても、保育料以外の実費負担であったり、送迎、就労との両立など様々な負担があることから、家庭保育世帯のみを対象とした現金給付については、制度目的や対象者を慎重に整理する必要があるんじ

やないかというふうに思っております。

先日、私も、お母さん方何人かと一緒に話をする機会がありまして、その方々は全て保育園にお子さんをやっている世帯だったんですけれども、どうして保育園、子どもを預かっているところだけにお金をやらなくちゃいけないのかという話も伺って、できれば、保育料もかかっていることでありますんで、一律もらえたらうれしいとかいうお話も聞いたところでございます。

それから、対象年齢をどこまでとするか、あとは、育児休業中であつたり休職中の世帯をどう扱うのか、保育所等の入所申込みをしていないことを要件とするかなど、支給要件の設定によって対象者数であつたり事業費が大きく変わることも想定されます。

加えまして、応援金制度により保育所等を利用することが相対的に不利であるとの印象が生じますと、保育所等で得られる集団生活や学びの機会を選びにくくなるなど、子どもの発達にとって望ましい選択が結果的に阻害される可能性もあるんじゃないかというふうに考えております。

こうした点を踏まえ、現時点で本村として家庭保育世帯応援金制度を導入することは今のところ考えておりませんが、国・県の動向や近隣自治体の状況を注視しながら、特に最近、保育園の在り方検討委員会等ありますんで、そういう機関も含めて相談しながら、本村に適した子育て支援の在り方について研究、検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）続けてください。

○4番議員（尾崎幸穂君）家庭保育世帯応援金制度について、子育て世帯の負担軽減や親子で過ごす時間の確保、さらには保育士不足への対応という制度趣旨については一定の認識を持たれているということは理解いたしました。また、既存制度との公平性や財政面、対象範囲の整理など、制度設計に様々な課題があるという点も理解するところであります。

ただ、先ほど、これをしてしまうと集団生活に向かない子がという話もありましたが、それは今までどおり従来の子育てひろばや一時保育、今から始まるこども誰でも通園制度などを利用していただいて、そちらは解消ができるのではないかと思います。

もちろん保育園を利用しながら働く世帯にも大きな負担があることは十分承知はしておりますが、一方で、家庭で保育を行っている世帯も物価高騰の影響を直接受けながら日々子育てに向き合っておられます。また、乳幼児期に保護者が子どもとゆっくり関わる時間を持つことは、子どもの育ちという観点からも非常に大切なことだと考えております。

先ほど村長もおっしゃられました近隣数か所、この支援制度を行っているということだったので、私が調べた結果をお伝えいたします。

まず、南関町、4 か月から1 歳未満が月1 万円、1 歳から6 歳未満が月5,000 円、和水町は3 か月から満3 歳までが月1 万円、そして、本年度から始まりました南小国町につきましては、月5 万円の支援ということになっております。

制度創設には課題があるとしても、まずは本村における家庭保育世帯の実態やニーズを把握することは重要ではないかと思います。例えば、どのような理由で家庭保育を選択されているのか、どのような負担や不安を抱えておられるのか、また、どのような支援を必要としているかなど、実態把握やアンケート調査を行う考えはないのか、再度お伺いいたします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）家庭保育世帯への実態調査、既存支援の充実についてのご質問であります。本村におきましては、乳幼児健診や赤ちゃん訪問をはじめ、地域子育て支援拠点事業など、妊娠期から子育て期にわたる様々な機会を通じて家庭保育世帯を含めた子育て世帯との接点を確保しているところでございます。

その中で、保護者の不安であったり負担感、子育てに関する課題などについて把握し、必要な支援につなげるよう努めているところであります。こういった日頃の相談業務や子育て支援事業を通して把握した保護者の声を踏まえながら、どのような支援が必要であるかについて研究していきたいというふうに思っております。

既存の子育て支援施策につきましても、その利用状況であったり効果を研究しながら、さらなる子育て世帯全体の支援充実に努めていきたいというふうに考えております。

それから、先ほど申されました近隣自治体でそういう施策があることは私も承知をしております。自治体の首長さんたちに相談もしました。ほとんど第一は少子化対策というか、少しでも町の施策をよくして転入者を増やしたいということが一番の目的であるというふうに聞いております。そこら辺も踏まえながら、できれば子ども世帯、保育園とかにはあまり手当てがいていませんで、皆さんと考えながら保育園世帯にも何らかの手当てとかができればというふうに思っていますんで、今後、ご検討を一緒にしていただければというふうに思います。以上です。

○議長（西口義充君）続けてください。

○4 番議員（尾崎幸穂君）全体的な公平性を見た形で進めていきたいということは理解いたしました。

ですが、本村は住みたい田舎ランキングで全国8 位となるなど、子育て世帯からも注目されている地域であります。その背景には、自然環境の豊かさ

や熊本市内にも近いベッドタウンとしての利便性、そして子育て支援の充実などがあると感じております。

また、本村は人口増加率が全国11位という高い状況にありますが、その中には技能実習生なども含まれており、必ずしも子育て世帯の増加だけによるものではありません。だからこそ、今後、実際に子育て世帯から子育てしやすい村、住み続けたい村として選ばれていくためには、多様な子育ての在り方を支える視点が重要になってくるのではないかと考えております。

特に、移住を検討されている子育て世帯にとって、家庭保育という選択も尊重される村であるということが住みたいと思ってもらえる理由の一つにもなり得るのではないのでしょうか。

また、1件目でも質問しましたように、今後も保育士不足や保育需要の増加が想定される中では、行政組織全体の職員配置とのバランスを取りながら保育士確保を進めていかなければならない状況でもあります。そのような中で、受入れを拡大するという視点だけでなく、家庭保育という選択肢も支えるという視点も今後の子育て政策として検討していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（西口義充君）これより暫時休憩します。

（午前 11 時 57 分）

（午後 1 時 00 分）

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

その前に、村長提出議案の報告第4号、令和7年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についての今朝ほど説明がありましたけれども、この議場でということで、執行部よりその流れを報告していただきますので、執行部、よろしくお願いします。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）今回の報告第4号の事故繰越に対する報告について、まずは冒頭でございますが、今回この議案を提出するに当たって、議会運営委員会のときにしっかりと報告内容として載せていなかったことにつきまして、これはもう我々総務課、執行部のほうでの失念ということでございます。ただ、これからご説明しますが、この事故繰越の報告時期につきまして、簡単にご説明したいと思います。

事故繰越の報告時期につきましては、2月及び3月時点で事故繰越になる見込みが判明したのであれば、その時点で議会に報告すべきではなかったのかというご意見もいただいております。それで、制度上についてご説明したいと思います。

今回の報告第4号、令和7年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についての事故繰越しにつきまして、繰越明許と異なり、議会の議決事項ではなく、地方自治法施行令に基づき年度終了後に繰越計算書を作成し、次の議会へ報告する制度というものになっております。そのため、2月や3月の時点で事故繰越しと見込みがあったとしても、その段階で法令上の報告義務が生じるものではなく、繰越額等を確定した後に繰越計算書を調製し、議会へ報告することとなります。

今回の報告につきましては、その手続に基づき行っているものであって、法令上、報告時期、3月に報告が漏れていたということではなく、通常6月に報告するものであるというところで、適正なものであると思っておるところでございます。

ただ、今回、先ほど何度も言いましたけれども、今回の6月議会に上程する報告として議会運営委員会開催時にこれが漏れていたということに対しましては、再度、この場をお借りしまして謝罪を入れたいと思います。申し訳ございませんでした。

○議長（西口義充君）以上で報告が終わりましたけれども、次の会議に入っているのですかね。

ただいまより議案審議に入ります。

日程第2、報告第1号、令和7年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）報告第1号についてご説明いたします。

タブレットのファイルをお願いいたします。

報告第1号、令和7年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和7年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

令和8年6月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

タブレット端末の2ページからお願いいたします。

令和7年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

今回ご報告いたします事業は、款2総務費8件、款3民生費1件、款4衛生費1件、款5農林水産業費1件、款6商工費2件、款7土木費5件、款9教育費6件、款10災害復旧費3件の合計27件でございます。事業名等につきましては、記載のとおりでございます。

4 ページをお願いいたします。下段でございます。

翌年度繰越額は合計で 5 億 9,905 万 7,000 円、財源の内訳といたしましては、既収入特定財源 608 万 4,000 円、未収入特定財源のうち、国県支出金 1 億 6,441 万 2,000 円、地方債 9,640 万円、その他の特定財源 5,627 万 2,000 円、一般財源 2 億 7,588 万 9,000 円となっております。

戻っていただきまして、2 ページをお願いします。

ここから各事業につきまして、事業出来高ベースによる進捗状況をパーセントにて 1 つずつ報告したいと思います。

脱炭素推進電気自動車導入事業 5 %、熊本地震復興感謝祭事業 100 %、震災ミュージアム拠点整備事業 74 %、物価高騰対策暮らし応援商品券（第 3 弾）事業 90 %、LP ガス料金負担軽減支援事業 10 %、地域づくり推進事業（復興・防災力事業分）が 70 %、社会保障・税番号制度システム整備事業 50 %、地籍調査事業 5 %、物価高対応子育て応援手当 90 %、熊本地震追悼式事業 100 %、農業用水利施設等整備事業 80 %、地域経済環境創造推進事業（ローカル 10,000）20 %、俵山交流館萌の里改修事業 70 %、道路台帳整備事業 10 %、道路維持事業 50 %、道路新設改良事業 40 %、道路橋梁費震災対策事業 30 %、辺地道路改良事業 70 %、学校体育館空調設置事業 25 %、河原小学校施設環境改善整備事業 25 %、西原中学校施設環境改善整備事業 10 %、村民グラウンド整備事業 80 %、武道場環境改善整備事業 100 %、西原村運動公園防草対策事業 90 %、現年度農地等災害復旧事業 80 %、現年度道路橋りょう河川等災害復旧事業 95 %、過年度道路橋りょう河川等災害復旧事業 50 %、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の 5 月 31 日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを議会に報告することとなっております。

以上、報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑される方は、要点を簡潔にお願いします。答弁される方は、質疑内容についての的確にお答えをいただきますようお願いします。

また、西原村議会会議規則第 55 条により、質疑は同一議員につき同一の議題について 3 回を超えることができないとなっています。3 回を超える場合は、議長に許可を求めてください。

質疑の際は、タブレットに提示してあるページを先にお伝えください。質疑ございませんか。

加藤博敏君。

○2 番議員（加藤博敏君）2 番、加藤です。

2 ページの 6 番商工費、俵山交流館萌の里改修事業、この予算は何に当たりますでしょうか。

○議長（西口義充君）商工観光課長。

○商工観光課長（山田 孝君）加藤議員のご質問にお答えします。

こちらの予算は、俵山交流館萌の里の厨房部分の設計の委託料になります。以上です。

○議長（西口義充君）2 番、加藤議員。

○2 番議員（加藤博敏君）それでしたら、厨房は改修するということで設計を業務委託されるということで認識はよろしいでしょうか。

○議長（西口義充君）商工観光課長。

○商工観光課長（山田 孝君）今、設計業務のほう、詳細設計のほうに入っております。金額がいかほどになるのか、今後、運営についてどのような方向性で持っていけるのかというところもございますが、現時点では改修をするという方向での設計業務を委託しているという状況でございます。以上です。

○議長（西口義充君）2 番、加藤議員。

○2 番議員（加藤博敏君）やはりそんな安いお金じゃないものですから、設計されるんならそのまましていただきたいと。やっぱり新築のほうがいいとかなると無駄になるんじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

3 番、松浦議員。

○3 番議員（松浦哲也君）3 番、松浦です。

2 ページをお願いいたします。

2 ページの項 1 の総務管理費の中の L P ガス料金負担軽減支援事業というのが 647 万 6,000 円あります。これについては第 5 弾ではないかというふうに思っておりますが、この申請受付の期間がいつからいつまでなのか。それと、住民に対しての周知はされるのか。例えば、広報紙に掲載するとか、いつからいつまでの申請ですと。ですから、この申請書はもう L P ガスを使用されているところに今いつているのかなというふうにも思っておりますが、ぜひ申請期間と住民への周知の仕方をお願いいたします。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）松浦議員のご質問にお答えいたします。

先ほど松浦議員が申されました L P ガスの支援金ということで、第 5 弾ということで間違いございません。

こちらのほうにつきましては、申請期間が今年の 6 月 1 日から 8 月 31 日までの 3 か月間ということでなっております。

申請方法につきましては、オンラインをはじめ、紙での申請も可能となっております。

あと、周知方法につきましては、ホームページをはじめ、あと広報紙等にも掲載予定としております。あと、そのほか総合政策課窓口等でも随時対応したいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これで報告第1号、令和7年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を終わります。

日程第3、報告第2号、令和7年度西原村工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

（水道課長 村上文英君 登壇 説明）

○水道課長（村上文英君）報告第2号についてご説明いたします。

ファイルは（0602修正）報告第2号のファイルをお開き願います。

報告第2号、令和7年度西原村工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

令和7年度西原村工業用水道事業会計予算に係る建設改良に要する経費を、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、次のとおり令和8年度へ繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和8年6月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明いたします。

次のページをお願いいたします。

令和7年度西原村工業用水道事業会計予算繰越計算書でございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額です。

款1資本的支出、項1建設改良費、事業名、工業用水道配水管切回し工事、予算計上額6,626万5,000円、支払義務発生額5,372万7,680円、翌年度繰越額1,253万7,000円。財源内訳としましては、全額損益勘定留保資金となっております。

内容としましては、令和6年度に施工した井戸周辺の既設管切り回し工事です。当初、3月末までの工期としておりましたが、使用材料の入荷に時間を有することとなり、工期内での完成が難しいと判断したことから、翌年度へ予算繰越したものでございます。

なお、工期は今年度5月末までとしており、工事は完成しております。

以上、ご報告いたします。よろしく申し上げます。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これで報告第2号、令和7年度西原村工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告についての報告を終わります。

日程第4、報告第3号、令和7年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を総合政策課長に求めます。

（総合政策課長 堀田和也君 登壇 説明）

○総合政策課長（堀田和也君）報告第3号につきましてご説明いたします。

報告第3号のファイルをよろしくお願ひします。

報告第3号、令和7年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和7年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

令和8年6月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明いたします。

次のページをお願いいたします。

令和7年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

款1事業費、項1事業費、事業名、工業団地造成事業、金額2億3,440万円。翌年度繰越額1億6,120万円。財源内訳としては、一般財源1億6,120万円となっております。

工業団地造成事業の内容といたしましては、鳥子地区新工業団地造成事業に伴う1工区造成工事の事業でございます。5月末での事業進捗率は60%となっております。

繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを議会に報告することになっております。

以上、ご報告いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

報告第3号、令和7年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を終わります。

日程第5、報告第4号、令和7年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 堀田隆二君 登壇 説明)

○総務課長(堀田隆二君) 報告第4号についてご説明いたします。

ファイルのほうをよろしく願いいたします。

報告第4号、令和7年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

令和7年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書については、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

令和8年6月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

2ページをお願いいたします。

令和7年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書でございます。

ご報告いたします事業は、災害復旧費1件でございます。

事業名等は、現年度道路橋りょう河川等災害復旧事業でございます。翌年度繰越額は5,510万円。財源の内訳といたしましては、未収入特定財源のうち国県等補助金3,675万1,000円、地方債1,680万円、一般財源154万9,000円となっております。

なお、事故繰越しの理由等については、この計算書右側の説明欄のとおりでございます。

事業の進捗状況についてご説明いたします。進捗率は90%となっております。

事故繰越しに係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、繰越明許費に準じて翌年度5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを議会に報告することとなっております。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(西口義充君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番、松浦議員。

○3番議員(松浦哲也君) 3番、松浦です。

私は、この内容についてお聞きしたいと思います。

5,510万円の繰越しですが、恐らく災害ですから66.7%の補助だというふうに認識しておりますが、この災害は、まず一番最初に、いつ発生したのか、

そのときの金額が幾らだったのか。そして、地滑りが起きました。地滑りがいつ起きて、そしてまた査定を受けなきゃいけなかったというふうに思うんですけれども、そのときの工事費が幾らに膨れ上がったのか、そのあたりの説明をお願いいたします。

○議長（西口義充君）建設課長。

○建設課長（久野 太君）松浦議員のご質問にお答えします。

補助率については、議員おっしゃったとおり66.7%でございます。

それから、災害発生年月等、少し時系列に申し上げますと、こちらは灰床地区の道路災害なんですけれども、令和5年7月豪雨による地滑りを原因とする道路災害でございます。その後、被害発生から半年ほどかけて地盤の変状観測調査、測量設計等を進めて、令和6年3月に災害査定が完了しております。その後、令和6年度に入り工事発注、令和6年7月に当初請負契約を交わしております。当初請負の契約金額が7,653万8,000円です。その後、工事に着手しました。繰越しの手続を経て、令和7年7月時点では、大体现場が7割から8割程度が完了しておりました。

しかしながら、昨年、令和7年8月の豪雨により現場内で再度被害が拡大し、このため、再度対策工法の検討をすることになりました。令和8年2月に対策工法を追加した変更契約を交わしております。

今現在の契約額は1億3,330万4,600円でございます。この契約をもって、今工期末日としては令和8年12月25日を末日として取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

報告第4号、令和7年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についての報告を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

これをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、次の会議は12日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさんでした。

午後 1時28分 散 会

第 3 号 (6 月 1 2 日)

令和 8 年第 2 回西原村議会定例会会議録

令和 8 年 6 月 1 2 日、令和 8 年第 2 回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和 8 年 6 月 1 2 日（金曜日） 議事日程第 3 号

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 日程第 1 | 承認第 3 号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第 2 号) 西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」 |
| 日程第 2 | 承認第 4 号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第 3 号) 西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」 |
| 日程第 3 | 承認第 5 号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第 4 号) 令和 7 年度西原村一般会計補正予算（第 7 号）について」 |
| 日程第 4 | 承認第 6 号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第 5 号) 令和 8 年度西原村一般会計補正予算（第 1 号）について」 |
| 日程第 5 | 議案第 3 8 号 | 令和 8 年度西原村一般会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 6 | 議案第 3 9 号 | 物品購入契約の締結について（学習用タブレット購入） |
| 日程第 7 | 議案第 4 0 号 | 工事請負変更契約の締結について（滝小野線道路改良工事） |
| 日程第 8 | 同意第 2 号 | 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求め |

ることについて

日程第 9 発議第 3 号 西原村議会会議規則第 129 条に伴う議員派遣
について

日程第 10 組合議会報告

日程第 11 委員会の閉会中の継続調査申出

1、応招議員 (10名)

1 番	山 下 圭 介 君
2 番	加 藤 博 敏 君
3 番	松 浦 哲 也 君
4 番	尾 崎 幸 穂 君
5 番	堀 田 直 孝 君
6 番	坂 本 隆 文 君
7 番	中 西 義 信 君
8 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	西 口 義 充 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	山 下 圭 介 君
2 番	加 藤 博 敏 君
3 番	松 浦 哲 也 君
4 番	尾 崎 幸 穂 君
5 番	堀 田 直 孝 君
6 番	坂 本 隆 文 君
7 番	中 西 義 信 君
8 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	西 口 義 充 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	海 津 智 子 君
議会事務局書記	児 玉 みどり 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	吉 井 誠 君
副 村 長	田 代 絹 代 君
教 育 長	中 村 賀 一 君
総務課長	堀 田 隆 二 君
総合政策課長	堀 田 和 也 君
会計管理者	林 田 浩 之 君
教育課長	秋 吉 蘭 子 君
税務課長	廣 瀬 太 君
産業課長	中 西 聡 君
建設課長	久 野 太 君
水道課長	村 上 文 英 君
保健衛生課長	岩 下 源一郎 君
商工観光課長	山 田 孝 君
保育園長	岩 村 智 子 君
住民福祉課長	須 藤 将 吾 君

午前10時00分 開議

○議長（西口義充君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、タブレットに提示の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、承認第3号、専決処分の報告及び承認について「（専第2号）西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

（税務課長 廣瀬 太君 登壇 説明）

○税務課長（廣瀬 太君）おはようございます。

承認第3号についてご説明いたします。

承認第3号のファイルをお開きください。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年6月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

次のページをお願いします。

専第2号、西原村税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の西原村税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び関係政省令が令和8年3月31日に公布、同年4月1日に施行されることに伴い、西原村税条例も同4月1日から施行する必要があるため、専決処分とさせていただきますので、地方自治法の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

主な内容につきましては、別ファイルの0603修正、承認第3号、西原村税条例の一部を改正する条例の概要によりご説明させていただきますので、ファイルをお開きください。

まず、条例改正の趣旨ですが、地方税法等の一部改正を踏まえ、西原村税条例についても改正の必要が生じました。

主な改正内容としましては、今般の改正は大きく3つの内容となっております。1つ目は軽自動車税関係、2つ目は個人村民税関係、3つ目は固定資産税関係でございます。

まず、1、軽自動車税に関する規定の改正でございます。

法令改正に合わせて、軽自動車税（環境性能割）の廃止と「軽自動車税（種別割）」を「軽自動車税」に名称変更する改正を行うものでございます。環境性能割とは、令和元年に自動車取得税の廃止に伴い導入された車両の取得時に課税される税であり、車の燃費性能や排出ガス性能といった環境負荷の度合いに応じて税率が決まるもので、国の税制改正に伴う法令改正により、令和8年3月末で廃止とされました。また、この廃止に伴い、「軽自動車税（種別割）」を「軽自動車税」と改めることとなります。

なお、種別割とは、車両の種別ごとに所有者に対して毎年度課税されているものでございます。

条例改正施行後の税収への影響は約300万円の減少であり、令和8年度においては、国からの地方特例交付金により補填される見込みであります。

施行日は、地方税法等の一部を改正する法律の施行日であり、令和8年4月1日でございます。

次に、2、個人住民税の改正でございます。

住宅借入金等特別税額控除適用期限の延長に係る規定の整備でございます。

住宅借入金等特別税額控除とはローンを利用して住宅を購入、増改築した際に、年末のローン残高により所得税から控除を受けることができる制度でありまして、所得税から控除し切れない場合、住民税からも一部控除されます。

この控除の適用期限が令和7年12月末までとされておりましたが、期限を5年延長し、令和12年12月末までに居住を開始した場合に適用することに改めるものでございます。

施行日は令和8年4月1日からありますが、適用期限の延長の部分に限り、令和9年1月1日でございます。

次に、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う規定の整備でございます。

現在、暗号資産取引で生じた所得は雑所得として、それ以外の所得と合わせて課税されております。課税方法が見直され、暗号資産取引で生じた所得は、それ以外の所得と分離して課税することとなることに伴い、条例を整備するものであり、村民税に係る税率は3%となります。

施行日は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行日の属する年の翌々年の1月1日施行の予定でございます。

次に、概要2ページをお願いします。

3、固定資産税の改正でございます。

まず、固定資産税免税点の見直しによる規定の整備でございます。

固定資産税の免税点は、同一名義人が所有する土地・家屋・償却資産につ

いて、おのおの課税標準額の合計が土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円未満であれば課税されません。この免税点を家屋は20万円から30万円に、償却資産は150万円から180万円に引き上げるものでございます。

影響見込みですが、令和8年度の課税内容を基に試算したところ、家屋は対象29人で約9万6,000円の減収、償却資産は対象14人で約33万円の減収見込みです。

施行日は令和9年4月1日ございまして、令和9年度以降の固定資産税について適用されます。

次に、住宅に係る固定資産税額の減額措置面積要件の見直しと期間の延長に伴う規定の整備でございます。

新築住宅に対する減額措置として、新築された住宅において、居住や床面積における一定要件に当てはまる場合は、固定資産税額が一定期間において一部減額されるものであり、床面積要件を見直した上で、令和7年度末で適用期限を迎えることにより、令和12年度末まで5年間期間を延長するものでございます。

施行日は令和8年4月1日でございます。

そのほか、地方税法等の改正に伴う整理や項ずれ等による所要の規定の整備を併せて行っております。

参考資料としまして、本議案ファイル16ページ以降に新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑される方は要点を簡潔にお願いします。答弁をされる方は、質疑内容についての的確にお答えをいただきますようお願いいたします。

また、西原村議会会議規則第55条により、質疑は同一議員につき同一の議題について3回を超えることができないとなっています。3回を超える場合は、議長に許可を求めてください。質疑の際は、タブレットに提示してあるページを先にお伝えください。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について「（専第2号）西原村税条

例の一部を改正する条例の制定について」、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(西口義充君) 全員起立であります。

よって、承認第3号は原案どおり可決されました。

日程第2、承認第4号、専決処分の報告及び承認について「(専第3号)西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

(税務課長 廣瀬 太君 登壇 説明)

○税務課長(廣瀬 太君) 承認第4号についてご説明いたします。

承認第4号のファイルをお開きください。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年6月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

次のページをお願いします。

専第3号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、令和6年6月に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行による地方税法の一部改正及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、西原村国民健康保険税条例も同4月1日から施行する必要があるため、専決処分とさせていただきましたので、地方自治法の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

主な内容につきましては、別ファイルの承認第4号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要によりご説明させていただきますので、ファイルをお開きください。

まず、条例改正の趣旨ですが、令和8年4月からの子ども・子育て支援金制度創設及び地方税法施行令の一部改正に伴い、西原村国民健康保険税条例についても改正の必要が生じました。

主な改正内容としましては、子ども・子育て支援金制度は、子育て世帯に対する支援及び給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で支え

る仕組みであり、支援金は少子化対策促進のため、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などの取組の財源として活用されます。

この支援金については、各医療保険の保険料と併せて新たに負担いただくこととなるため、国民健康保険税のうち、子ども・子育て支援金の賦課算定、軽減等に係る規定を整備するものでございます。

昨年度までの国民健康保険税の賦課においては、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3本立てでありましたが、それに子ども・子育て支援金分を加え4本立てとなります。

この子ども・子育て支援金分については、所得割、均等割により算定します。受益と負担の関係から、子ども・子育て支援金分のみ18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る支援金の均等割額は全額減額となります。また、低所得や未就学、産前産後等の軽減措置についても、他の保険税賦課と同様に適用されます。

なお、この支援金の税率等については、県から示された標準保険税率に基づき、所得割が0.26%、均等割が被保険者1人当たり1,400円、18歳以上均等割が1人当たり100円、課税限度額は3万円でございます。

令和8年度において、7月に本算定賦課を行い、西原村国民健康保険特別会計により、県を通じて国に納める子ども・子育て支援納付金額の見込額は約420万円。よって、国保世帯平均で見た場合、1世帯当たり年約4,800円、18歳以上の被保険者1人当たり年約3,300円、一月当たりでの換算は約275円と見込んでおります。

次に、国民健康保険の被保険者間における保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の負担軽減を図る観点から、課税限度額の引上げ及び軽減判定所得基準の見直しでございます。

まず、課税限度額の引上げにつきましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の現行の66万円から67万円に引き上げるものであり、新たな子ども・子育て支援分を含め、課税限度額の合計を109万円から113万円に改正するものであります。

概要の2ページになりますが、軽減措置に係る判定基準について、中低所得者世帯の保険税負担に配慮し、5割軽減、2割軽減の軽減判定所得基準の見直しを行うものであります。

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数等に乘すべき金額を現行の30万5,000円から31万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数等に乘すべき金額を現行の56万円から57万円に改正し、軽減措置の対象を拡充するものでございます。

施行期日は、法令等の施行日に併せ、令和8年4月1日からとし、令和7

年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

参考資料としまして、本議案ファイル7ページ以降に新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番、中西議員。

○7番議員（中西義信君）7番、中西です。おはようございます。

今、概要説明いただいたんですけども、すみません、2番の国民健康保険税の課税限度額の引上げと3番の軽減の方法を相殺した場合、大体年間の税収というのは変化があるんでしょうか。大体去年並みぐらいでいくのか分かりますか。

○議長（西口義充君）税務課長。

○税務課長（廣瀬 太君）ただいまの中西議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、課税限度額の引上げですけれども、基礎課税額が1万円引き上がるということで、令和7年度の課税の基準としまして見ましたところ、対象世帯が1世帯ということでありますので、限度額の改正においては1世帯当たりの1万円が増えるという流れになってきます。

続いて、軽減措置に係る判定所得基準の見直しについてでございますけれども、5割軽減の対象者が3世帯の増ということで、12万4,000円ぐらいの減額になるのではないかと、2割軽減の世帯が2割から5割のほうに、1世帯移行するということですので、1万5,000円軽減が減るところで、国保会計においては11万円の収入減になるのではないかとということで、これはあくまでも令和7年度の基準で見たところですけども、一応そのような見込みというふうに考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

5番、堀田議員。

○5番議員（堀田直孝君）5番議員、堀田です。

年々、国保財政を圧迫して税金を上げないと、上がっていくというのがもう現状ですけども、この軽減においては調整交付金か何かで補填されると思うんですけども、この限度額です。これ113万円でカットされるわけですけども、所得割、所得の高い人はかなりこれ以上にまともに計算したら、200万円とか300万円とかというふうになる方がいらっしゃると思うんですけども、この限度額の撤廃というようなことは考えられるのか。撤廃したと

きにどういう問題が発生するのか。また、国保運営協議会あたりでそういう議論はなされたのかを質問したいと思います。

○議長（西口義充君）税務課長。

○税務課長（廣瀬 太君）ただいまの堀田議員の質問にお答えさせていただきます。

この課税限度額といいますのが、あくまで地方税法の施行令のほうにうたっておりまして、課税限度額、あくまでも自治体はその限度額を超えない範囲という形でされておりますので、今のところ国がうたっている限度額に合わせているというところでございます。ほとんどの自治体がそのような運用をしているところでございます。過去に運営協議会で撤廃というような議論は、私が知っている限りではなかったかとは思いますが。

ちなみに、この限度額が撤廃された場合、令和7年度の課税分においては、国保加入世帯で最高の所得者が3,000万円ということですので、限度額が撤廃された場合は、国保の年間税額が約300万円、令和6年度の基準としましては、最高の所得の方が4,000万円ということで、限度額が撤廃された場合は400万円ぐらいの年税額になるということですのでけれども、あくまで今での制度上においては、どうしてもやっぱり上限というのは、村においての適用をする必要があるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について「（専第3号）西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、承認第4号は原案どおり可決されました。

日程第3、承認第5号、専決処分の報告及び承認について「（専第4号）令和7年度西原村一般会計補正予算（第7号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）承認第5号についてご説明いたします。

ファイルのほうをお願いいたします。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年6月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それでは、2ページのほうをお願いいたします。

専第4号、令和7年度西原村一般会計補正予算（第7号）。

令和7年度西原村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億316万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億6,915万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和8年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

6ページをお願いいたします。

「第2表 繰越明許費補正」でございます。

1、追加。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、脱炭素推進電気自動車導入事業、金額660万円。

款3民生費、項2児童福祉費、事業名、物価高対応子育て応援手当事業、金額139万1,000円。

専決の主な理由でございます。

歳入においては、令和7年度の地方譲与税及び地方交付税等の交付額が年度末確定による増額補正や、ふるさと納税災害復旧寄附金及び森林環境譲与税について、それぞれの基金積立として予算計上する必要がありました。

歳出では、物価高騰の影響を受ける子育て世帯への生活支援の給付事業の実施、また、民間企業が推進する脱炭素社会への実現に向けた電気自動車普及に対して企業版ふるさと納税による寄附の申出等により繰越明許費の設定による増額補正など、いずれも年度内に適切に処理する必要を講じるため、予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

9 ページから歳入でございます。

決算見込みによりまして、予算の増減を行っております。

下段でございます。

款 6 地方消費税交付金、項 1 地方消費税交付金、目 1 地方消費税交付金 4,427万9,000円の増額補正でございます。地方消費税交付金によるものでございます。

10ページをお願いいたします。

下段でございます。

款11地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税 1 億3,135万8,000円の増額補正でございます。特別交付税によるものでございます。

11ページをお願いします。

下段でございます。

款18寄附金、項 1 寄附金、目 3 ふるさと納税寄附金600万円の増額補正でございます。企業版ふるさと納税寄附金によるものでございます。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上段でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費660万円の増額補正でございます。庁車購入によるものでございます。

款項同じく目 7 基金費753万円の増額補正でございます。災害復旧基金積立金によるものでございます。

款 5 農林水産業費、項 2 林業費、目 3 森林環境整備費139万円の増額補正でございます。森林環境譲与税基金への積立てによるものでございます。

あと予備費に 1 億8,764万1,000円の増額補正を計上しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

2 番、加藤議員。

○2 番議員（加藤博敏君）2 番、加藤です。

9 ページの森林環境譲与税の積立金額は、今現在幾らになっておりますでしょうか。また、その活用計画というのはどのようなになっておりますでしょうか。

○議長（西口義充君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）加藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

令和 8 年 3 月 31 日現在高による森林環境譲与税基金積立金につきましては 3,973万106円でございます。基金の残高としては以上でございます。

○議長（西口義充君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）加藤議員の森林環境譲与税のほう活用についてご説明いたします。

森林環境譲与税の一部を活用させていただきまして、毎年、村内に山林を持たれている方への管理状況のアンケート調査を令和元年度から順次行っております。それと、アンケート調査が上がってきましたところに対しまして現地調査、これは森林内の樹種の確認、育成状況等を調査する委託でございます。

今後につきましては、現地調査の結果を踏まえまして、森林経営計画に適するか適さないかの判断をいたしまして、森林経営計画を樹立できる箇所につきまして、今後順次、伐採適齢期や災害等による早期の伐採が必要な箇所を優先順位をつけまして整備に入っていくような全体的な流れになっていきます。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

3 番、松浦議員。

○3 番議員（松浦哲也君）3 番、松浦です。

10ページ、3 点お尋ねいたします。

10ページの一番上、ゴルフ場利用税交付金の件ですけれども、これは村内に3 か所あるゴルフ場の利用税のことだというふうに認識しておりますが、これは県税で7 割返ってくるんじゃないかというふうに思っておりますが、ゴルフをしたときに、九州ゴルフ場の協会金であったり、あるいは熊本県のゴルフ協会の協会金であったり、そしてまたゴルフ場利用税というふうにプレーヤーは取られるんですけれども、これだけ421万3,000円が増えたということ、以前はこの利用税は1 億円ぐらいあったわけですね。そこら辺がずっと減ってきました。今はまたゴルフブームになってきたという中で、単純に考えてゴルフ利用者が増えたのかと、それだけのものか。

2 点目、10ページの一番下、地方交付税です。補正で1 億3,135万8,000円の補正が組んでありますが、これは特別交付税ですからなかなか内容が分かりにくいと思いますが、それは財政のほうで、どういうものが増えたかというのは県のほうに聞いてあると思いますので、主な要因は何なのかということですが。

それと3 問目が12ページです。一番上になります。

一般管理費、備品購入費の660万円、庁車購入費とありますが、これは指定寄附による電気自動車3 台の購入というふうに認識をしておりますが、この3 台を購入する場合、どういう選定の仕方をしてこの3 台の購入をされるのか、この3 点についてお尋ねいたします。

○議長（西口義充君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）松浦議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1つ目のゴルフ場利用税についてでございます。

これにつきましては、松浦議員がおっしゃったとおり、この利用税はゴルフ場でプレーされる人に対して課せられる都道府県の税金でございます、ゴルフ場が存在する市町村にその10分の7に相当するものが交付されるものでございます。

その主な要因でございます。これにつきましても、村としては、松浦議員がちょっと言われた内容でございますが、利用者の増、結果的にもこの利用者の増ではないかという形で我々としては考えているところでございます。

もう一点、地方交付税につきまして、我々のほうでなかなか内容について公に公開されないものでありますので、うちの財政係のほうから主な要因については確認をしております。

その内容でございますが、その年度において、突発的に発生する災害関連事業、これに起因するものではないかという形の回答を熊本県のほうからいただいているところでございます。

最後に、企業版ふるさと納税を頂いて最終的に、後でまたご説明するところではございますが、庁用車を購入するんですが、これにつきましても価格競争等、当然伴わなければならないと考えておりますので、入札によるものとしております。中身についても適正なものを購入できるようにということで、仕様書等にもうたいながら適正な形で進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について「（専第4号）令和7年度西原村一般会計補正予算（第7号）について」、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、承認第5号は原案どおり可決されました。

日程第4、承認第6号、専決処分の報告及び承認について「（専第5号）

令和８年度西原村一般会計補正予算（第１号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）承認第６号についてご説明いたします。

ファイルのほうをお願いいたします。

地方自治法第179条第１項の規定により専決処分した事件について、同条第３項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和８年６月９日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

２ページをお願いいたします。

専第５号、令和８年度西原村一般会計補正予算（第１号）。

令和８年度西原村の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ520万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億1,649万5,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和８年４月１日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

専決の主な理由でございます。

令和６年能登半島地震により被災した石川県穴水町へ災害協定に基づく災害派遣を急遽行うこととなり、そのため、派遣自治体として必要な経費分の歳出と災害派遣給与等負担金分となる歳入を補正予算として編成する必要があります。これは本村が負担した経費分を穴水町が負担するものでございます。

これら必要な措置を講じるため、予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分をさせていただきました。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

７ページから、歳入でございます。

款21諸収入、項４雑入、目１雑入520万円の増額補正でございます。災害派遣職員給与等負担金によるものでございます。

８ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費228万9,000円の増額補正でございます。災害支援関連旅費及び災害支援関連賃借料によるものでございます。

あと予備費に291万1,000円の増額補正を計上しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第6号、専決処分の報告及び承認について「（専第5号）令和8年度西原村一般会計補正予算（第1号）について」、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、承認第6号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第38号、令和8年度西原村一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第38号についてご説明いたします。

ファイルのほうをお願いいたします。

議案第38号、令和8年度西原村一般会計補正予算（第2号）について。

令和8年度西原村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,838万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億6,487万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

6ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算の主なものについてご説明いたします。

歳入でございます。下段でございます。

款19繰入金、項2繰入金、目1基金繰入金3,532万5,000円の増額補正でございます。財政調整基金繰入金によるものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。下段でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目8農地費1,040万円の増額補正でございます。畑村地区用水路改修工事によるものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。中段でございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費2,347万円の増額補正でございます。万徳新所線道路改良工事等によるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番、松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）3番松浦です。

3点お伺いいたします。

6ページをお願いいたします。

一番上の農林水産業費負担金、補正額83万2,000円ではありますが、これは事業費が幾らで、何%の負担なのか、そしてこの負担がどこから入ってくるのかというのをまず1点お伺いいたします。

2点目が7ページの款5農林水産業費、目5農業振興費の中の委託料390万円の内訳、それと18の負担金、補助及び交付金、これは恐らく、私が3月議会に質問いたしました地域未来交付金の補助が決定したから組んであるんじゃないかなというふうに思いますが、それをお願いいたします。

それと9ページの中で、款9、社会教育費の中の社会教育総務費の委託料で370万円組んであったのが、企画費の中の370万1,000円に予算が移っております。これは男女共同参画策定の予算というふうに書いてありますが、なぜこの6月議会でなったのか、当初でなかったのかというのは返答は求めませんが、教育委員会から行政などに変わったということですよ。この差、370万円の男女共同参画策定の件は、私はこれぐらいはやっぱり教育委員会よりも行政のほうがいいんじゃないかなというふうに思いますが、だから、予算はこちらに含んだらいいというふうに思っております。それで今年の男女共同参画の計画策定は、どういう内容をされるかというのをお尋ねしたいと思います。以上です。よろしくお願いします。

○議長（西口義充君）建設課長。

○建設課長（久野 太君）松浦議員の、私のほうからは1つ目のご質問に対してご回答したいと思います。

歳入6ページの農林水産業費負担金83万2,000円、こちらの根拠としましては、事業については、次のページの農地費で計上しております畑村地区用水路改修工事1,040万円に対しての受益者の負担金ということでございます。

1,040万円の8%相当額が83万2,000円でございます。この場合の受益者は、小森土地改良区になります。以上でございます。

○議長（西口義充君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）松浦議員の2問目のご質問にお答えいたします。

松浦議員のご質問のとおり、前回、令和8年第1回定例会において、松浦議員からの一般質問にありました、西原村のサツマイモを日本全国にPRをというご質問の中で答弁させていただきました地域未来交付金を活用した西原村特産物のPR事業の関連予算をご提案させていただいております。

その中で、委託料につきましては、販売促進イベント委託料といたしまして、販売店舗などの店頭などで商品の宣伝やPRを行うプロの販売員を依頼するための委託料を想定しております。

次に、イベント時衣装作成委託料及びポスター等作成委託料につきましては、販売促進イベント等で使用するはっぴ、のぼり、PRポスター、PRのパネルなどの作成を考えております。

次に、農産物の認知向上デジタル動画作成委託料につきましては、この地域未来交付金事業、計画が3年計画でございます。来年度よりYouTubeとかT i k T o kなどのSNSサイトへの広告を出稿する予定と計画としておりますので、その広告動画作成のための今年度は素材の撮影を委託したいと考えております。

次に、負担金、補助及び交付金の農産物安定出荷実証事業補助金といたしまして、近年夏場の高温化、水不足による高温障害対策といたしまして、現在、甘藷部会の各班長さんを中心をお願いして実証実験をしております。白黒マルチの導入実施の範囲を拡大することを考えておりまして、生産者さんのリスク等を伴うことから、今年度は希望する生産者さん、これは部会内外問わず、申請にて白黒マルチ1人1本、1本400mを上限として補助を行って、農産物の安定出荷に寄与できればと考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）松浦議員の3問目、男女共同参画計画についてのご質問の回答をさせていただきます。

今回、当初予算では、教育委員会予算のほうで予算計上しておりました。これまでどおり教育委員会が所管となって策定を行う予定でございましたけれども、関係各課で協議によりまして、今回の男女共同参画計画の策定につきましては、村の上位計画の総合計画との兼ね合いもありますので、長部局である総合政策課で策定を行うこととなりまして、今回予算の組替えを行うというふうにさせていただいております。

今回の業務につきましては、今年度末までの第1期計画における成果や課

題を客観的データに基づき分析を行うこととしておりまして、あわせて、18歳以上の村民の方約1,000名程度を抽出して、男女共同参画に対する村民意識調査を行い、現時点における村民の方々の男女共同参画に対する意識の確認を行うことで、現代社会における多種多様なニーズを把握し、この時代の流れに即した形での計画を策定するようにしております。

特に重点的に計画に取り込むべき事項といたしましては、性的マイノリティーやパートナーシップ宣誓制度など、多様な性への理解の増進と支援、防災・減災におけるジェンダー視点の強化、男性の家事・育児・地域活動への参画促進、困難な状況にある女性等への支援、デジタルを活用したテレワークなど柔軟な働き方の推進といった内容を盛り込んだ形で計画を作成していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

1番、山下議員。

○1番議員（山下圭介君）1番、山下です。

2点お尋ねしたいと思います。

1点目、タブレット7ページ、真ん中付近の地域振興費の23万3,000円、移住相談会の旅費と出展負担金となっていますが、一体こういった目的なのか、そしてどこであるのかをお尋ねしたいと思います。

2点目が、次のページ、8ページの下の方の事務局費、委託料、リーディングスキルテスト委託料ということで、リーディングスキルテスト、どういったことなのか、どういった目的かをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）山下圭介議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

地域振興費の旅費ということで、移住相談会の費用ということで計上させていただいております。あわせて、負担金、補助及び交付金のところで、移住相談会出展負担金14万3,000円というところで計上させていただいております。

こちらのほうにつきましては、移住相談会への出展に係る経費ということで、こちらの移住相談会につきましては、「おいでや！！いなか暮らし移住フェア2026」というところで開催されます。こちらのほうは大阪のほうで開催されまして、特に関西圏の方々が移住の目的で集まるイベントというふうなところでなっております。こちらのほうに西原村として出展をしたいというところで、出展の負担金と、あと職員1名の旅費ということで今回計上させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）教育課長。

○教育課長（秋吉蘭子君） 山下議員の２問目のご質問にお答えいたします。

リーディングスキルテストについては、教科書などの文章を正確に読み解く基礎的な読解力を測定、診断をするテストになります。近年、文章の意味を正しく理解できていないことが学力の低下の一因となっていることが指摘されておりまして、本村におきましても教科書を正しく読めているかを客観的に把握するために実施するものでございます。

このテストの結果を分析することで、生徒一人一人の読解力のつまづきを特定し、全教科における授業の改善やきめ細かな学習支援の充実につなげて、基礎学力の確実な定着を図ることを目的としております。以上でございます。

○議長（西口義充君） 教育長。

○教育長（中村賀一君） すみません。補足をさせていただきます。

この導入の背景は、今、熊本県は、近年、学力の低下傾向がありまして、全国学力・学習状況調査がありますけれども、なかなか芳しくないんですよ。これを打開するためには読み解く力が重要であるということが示されております。そこで、本県におきましては３か所指定がありまして、実際今、取組が始まっております。

本村といたしましては、本村は基本的に今、高い学力を維持しておりますけれども、さらにこれを高めるために、読み解く力を活用しながら取り組んでいきたいと思っております。

自治体としましては、本村は多分県内初になりますので、試験的な形になりますけれども、精いっぱい取り組んでまいります。よろしくお願いします。

○議長（西口義充君） ほかに質疑ございませんか。

３番、松浦議員。

○３番議員（松浦哲也君） ３番、松浦です。

先ほど私の２問目の質問に対して、産業課長のほうから答弁いただきました。今年の３か年計画の中で今年の初年度でもう委託等について組まれていると。３月議会の中で私が質問いたしました、今年、サツマイモ、シルクスweet、紅はるかの群を抜いて、シルクスweetについては３年連続日本一、紅はるかについても日本一になったということでのこういう予算化をさせていただいたというふうですが、３月議会の中で、西原村のサツマイモは日本一を全国にPRしていただきたいということで村長にもお願いをいたしましたので、村長も前向きに参加するということでございました。この中で旅費も組んでありますので、村長、ぜひそれは参加していただくわけですね。

○議長（西口義充君） 村長。

○村長（吉井 誠君） 行く予定でおりますけれども、いろんな公務と照らし合わせて、時間があれば必ず行きたいと思っております。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

8番、山下議員。

○8番議員（山下一義君）8番、山下です。

8ページになります。目2道路新設改良費、節の工事請負費の2,090万円ですけれども、この場所がどこなのか教えてほしいんですけれども。

○議長（西口義充君）建設課長。

○建設課長（久野 太君）山下議員のご質問にお答えします。

場所は新所集落内になります。農協集荷場から西側、新所集落内に入って
いて、新所の神社付近になります。以上でございます。

○議長（西口義充君）8番、山下議員。

○8番議員（山下一義君）ここの場所は通行止めにするのか、それとも片側通行にするのか。なぜならば、あそこは非常に道幅が狭くて、今でも離合できない場所だから大変いいことだと思いますけれども、もしここを通行止めにしますと、通学路、あるいは私たちもかなりあそこは通ります。通行量の多い場所ですから、迂回路をどちらにするのかはちょっと、通行止めにした場合ですね、それはちょっと懸念しておりますので、お願いいたします。

○議長（西口義充君）建設課長。

○建設課長（久野 太君）お答えします。

議員おっしゃるとおり、一番道路の幅員が狭い場所でございます。現道を拡幅しますので、できるだけ片側規制で通れるようにはしたいんですが、どうしても全面通行止めにする期間が必ず出てくると思います。

あとは、できることは、学校の通学時間帯、下校時間帯、その時間帯はできるだけ作業を中断するように努めていきたいと思えます。

また、あわせて迂回路、それもちょうと、今後発注になりますけれども、その辺も施工業者と協議しながら、できるだけ地域の方々に迷惑のかからないように努めていきたいと思えます。以上でございます。

○議長（西口義充君）8番、山下議員。

○8番議員（山下一義君）迂回路が、あそこの農道が下にありますが、これがかなり狭くて、地震のときにこの舗装が非常に割れています。ですから、そのところも車が頻繁にあそこを通りますと、非常にパンク、あるいは道幅が狭いですから離合もできないし、そういうところもある程度考慮しながら、片側通行なり通行止めすることを前提に考えてほしいと思えます。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

6番、坂本議員。

○6番議員（坂本隆文君）6番、坂本です。

8 ページになります。

一番下のほうで、スクールバスの運転の安全講習になりますけれども、こちらは、今の運転手さんというのはいつ頃から入られて、年齢も聞ければ聞きたいんですけども、安全講習と、またあと健康面のほうとか、今、昨今ちょっとこういう事故とかもあっておりますので、西原村もいろいろ引き締めてしなければならないということを思っておりまして、健康面とかその辺の面も調べられているのか、またそういうのは1年に何遍ぐらいされているのかというのを教えてください。

○議長（西口義充君）教育課長。

○教育課長（秋吉蘭子君）坂本議員の質問にお答えいたします。

スクールバスの運転手につきましては、5月から3名雇用いたしております。年齢につきましては、50代から70代の方になります。

このスクールバスを運行しますに当たりまして、朝の登校の便は、これまでのハイエースからマイクロバスに変更いたしました。車両が大型化することに伴いまして、車体感覚の把握や死角の確認など高度な技術が求められるようになりますので、安全運転講習の予算を計上させていただいております。

また、それに伴いまして、安全運行管理規程を教育委員会の中でも策定しておりまして、乗車前の対面による健康チェック、また乗車後の確認などを十分に行うようにしております。以上でございます。（「健康診断とかはされているのか」の声）

健康診断は、会計年度任用職員になりますので、役場の法定健診を受診していただくこととしております。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第38号、令和8年度西原村一般会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午前11時07分）

(午前11時20分)

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第6、議案第39号、物品購入契約の締結について（学習用タブレット購入）を議題とします。

内容の説明を教育課長に求めます。

（教育課長 秋吉蘭子君 登壇 説明）

○教育課長（秋吉蘭子君）議案第39号についてご説明いたします。

議案第39号のファイルをお願いいたします。

議案第39号、物品購入契約の締結について。

次のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西原村立小学校学習者用タブレット端末購入業務。

2、契約の方法、随意契約（公募型プロポーザル方式）。

3、契約金額、1,470万5,900円（税抜額1,336万9,000円）。

4、契約の相手方、所在地、福岡県福岡市中央区大名2-9-27、会社名、株式会社内田洋行九州支店、支店長、坂口秀雄。

参考資料としまして、次ページに物品売買仮契約書の写しを添付しております。

今回の更新端末は、小学校4年生から1年生までの児童・生徒分及び予備機を含め計290台であり、昨年度実施しました中学生と小学5年生までの更新に続くものになります。

契約につきましては、昨年度と同様、文部科学省のガイドラインに基づき熊本県共同調達会議に参画し、公募型プロポーザル方式によって事業者を選定しております。また、この共同調達への参加は、端末更新に係る3分の2の国庫補助の交付要件ともなっており、本村の財政負担の軽減を図るための適切な手続に基づくものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番、山下議員。

○1番議員（山下圭介君）1番、山下です。

今回、公募型のプロポーザル方式ということになっていますが、何社の参

加があったのか、そしてタブレットは前回と同じものなのかお聞きしたいと思います。

○議長（西口義充君）教育課長。

○教育課長（秋吉蘭子君）山下議員の質問にお答えいたします。

プロポーザルには2社の参加がございました。

タブレットにつきましては、同じC h r o m e b o o kを採用するものですが、昨年度と導入業者が違いますので、製造メーカーが異なることになります。

ただ、製造メーカーが異なりましても、いずれも文部科学省が示す基準を満たしておりますので、掲載されている基本的なシステムや画面の操作など、使用する学習用アプリなどについても違いはございません。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

6番、坂本議員。

○6番議員（坂本隆文君）6番、坂本です。

今まで何回かこうやって端末、買ったんですけども、これ今まで何台あるのかと、まだ使われていないものがあるのか、また、その使われていないものとかそういうものは今、村はどういうふうに考えているのか。これはもう村の持ち物に全部なるんですかね。そういうふうな、だんだん増えていくと思いますけれども、処分するのか、その古くなったものはどうされるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（西口義充君）教育課長。

○教育課長（秋吉蘭子君）お答えいたします。

昨年度と今年度と合わせて購入します合計が680台ほど購入しております。G I G A 1期につきましても、同程度の購入をしていると思います。

古くなった端末につきましては、処分するということはいたしませんで、新しい端末は学校での専用で、古い端末は、希望する児童・生徒につきましては家庭の学習用で使用するというふうに2台持ちをしております。

2台持ちにしますことによりまして、家庭と学校の通学の間の持ち運び時の損傷を抑えることができるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）6番、坂本議員。

○6番議員（坂本隆文君）そうなりと、使われない端末も出てくるかと思うんですけども、それはどうされるのか。村長、どういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）恐らく使えなくなったものは壊れているやつかなというふうに思っていて、役場と一緒になんですけれども、業者さんをお願いして廃棄してもらうような形になるかと思います。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。
（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございませんか。
（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。

議案第39号、物品購入契約の締結について（学習用タブレット購入）、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第40号、工事請負変更契約の締結について（滝小野線道路改良工事）を議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 久野 太君 登壇 説明）

○建設課長（久野 太君）議案第40号についてご説明いたします。

ファイルをお開きください。

議案第40号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、契約の目的、辺第1号、滝小野線道路改良工事。

2、変更前契約額、8,954万円（税抜額8,140万円）、変更後契約額、9,124万7,200円（税抜額8,295万2,000円）、170万7,200円の増額でございます。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字小森1262番地1、会社名、株式会社高橋工業、代表者、代表取締役、高橋富美江。

滝小野線道路改良工事につきましては、令和7年9月第3回定例会にて当初契約締結の議決をいただいたところでございます。このたび請負代金額を変更いたしたく、本案を提出するものでございます。

変更の主な理由についてご説明申し上げます。

本現場は傾斜地であり、道路拡幅のため、広範囲にわたり仮設足場を設置

しております。工事着手に際し、詳細な現地調査を行ったところ、工事の支障となる立木が多数存在していたため、その伐採及び処分に要する費用を追加したことによるものでございます。

次のページに、参考資料としまして、公共工事請負変更仮契約書の写しを添付しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第40号、工事請負変更契約の締結について（滝小野線道路改良工事）、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

日程第8、同意第2号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）同意第2号についてご説明いたします。

ファイルのほうよろしくお願いいたします。

同意第2号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

西原村教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、西原村大字小森3527番地14、氏名、竹下あずさ、生年月日、昭和43年10月13日。

提案理由でございます。

西原村教育委員会委員、竹下あずさ氏の任期満了に伴い再任いたしたく、任命に対し議会の同意を要するためでございます。これが、この議案を提出

する理由でございます。

次のページに履歴書を添付しております。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条により、令和8年7月1日から令和12年6月30日までの4年間でございます。

説明は以上でございます。ご同意方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第2号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、同意第2号は原案どおり同意することに決定されました。

日程第9、発議第3号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、タブレットに提示のとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認めます。

よって、発議第3号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣については、タブレットに提示のとおり派遣することに決定しました。

日程第10、組合議会の報告を行います。

組合議員から報告がございましたらお願いします。

尾崎議員。

（4番議員 尾崎幸穂君 登壇 報告）

○4番議員（尾崎幸穂君）改めましておはようございます。

阿蘇広域行政事務組合の議会の定例会の報告を行います。

令和8年3月24日、阿蘇広域行政事務組合。

大阿蘇環境センター未来館にて、令和8年第1回阿蘇広域行政事務組合定例会が開催されましたので報告いたします。

本議会では、議案第1号から議案第8号までの8議案が上程、審議されました。

主な事項については、議案第6号、令和8年度阿蘇広域行政事務組合一般会計予算について。

歳入歳出の総額が32億1,924万円、前年度対比2億2,561万1,000円の減。本村の負担額は5,072万6,000円、前年度対比222万4,000円の増。

議案第8号、令和8年度阿蘇広域行政事務組合養護老人ホーム湯の里荘特別会計予算について。

歳入歳出の総額が1億7,913万1,000円、前年度対比769万9,000円の増。本村の負担額は2,243万5,000円、前年度対比221万6,000円の増となっております。湯の里荘へ本村からの入居者は3月現在6名です。

以上、全議案、可決承認されました。

以上で報告を終わります。

○議長（西口義充君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

（「なし」の声）

○議長（西口義充君）お尋ねがないようですので、自席にお戻りください。

ほかに報告ございませんか。

1番、山下議員。

（1番議員 山下圭介君 登壇 報告）

○1番議員（山下圭介君）令和8年第1回大津町西原村原野組合議会の報告を行います。

令和8年3月27日、大津町役場4階全員協議会室にて、令和8年第1回大津町西原村原野組合議会が開催されました。

本議会では、認定1件、承認1件、議案1件について上程され審議されました。

主な事項の令和6年度大津町西原村原野組合会計については、歳入予算現額227万1,000円、収入済額234万6,586円。内訳としましては、大津町負担金23万円、西原村負担金77万円、鉄塔貸付料20万4,038円。

歳出予算現額227万1,000円、支出済額102万4,530円。内訳としては、議会費28万6,398円、総務費61万8,132円となっております。

歳入歳出差引き額132万2,056円、翌年度繰越額132万2,056円。

全議案、可決承認されました。

以上で報告を終わります。

○議長（西口義充君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

（「なし」の声）

○議長（西口義充君）お尋ねがないようですので、自席にお戻りください。

ほかに報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（西口義充君）ないようでしたら、これで組合議会報告を終わります。

日程第11、委員会の閉会中の継続調査申出についてです。

タブレットに提示のとおり、各常任委員会の申出に従いまして、議会運営委員会委員長中西義信君、総務福祉常任委員会委員長桂悦朗君、産業教育常任委員会委員長尾崎幸穂君、議会広報常任委員会委員長坂本隆文君、以上の方から申出がっております。

事件、期限等については、タブレットに提示のとおりです。

お諮りします。各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会中、誤読によるもの及び議決の結果、その条項、字句、数字等の整理、訂正を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定によりまして、議長に委任いただきたいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字の整理、訂正は、議長に委任することと決定しました。

お諮りします。本日の議事日程及び本定例会の会議に付された議事は全て終了しました。

したがって、会議規則第8条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。

それでは、本日の会議を閉じます。これをもって令和8年第2回西原村議会定例会を閉会します。

午前11時44分

閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 西 口 義 充

9 番議員 桂 悦 朗

1 番議員 山 下 圭 介